

令和元年9月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和元年9月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和元年9月10日（火） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 1号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第 2号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第 3号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 4号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第 5号 中川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第 6号 中川村営水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10 議案第 7号 中川村辺地対策総合整備計画の変更について
日程第 11 議案第 8号 平成30年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 12 議案第 9号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 13 議案第 10号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 14 議案第 11号 平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 15 議案第 12号 平成30年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 16 議案第 13号 平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 17 議案第 14号 平成30年度中川村水道事業決算認定について
日程第 18 議案第 15号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第3号）
日程第 19 議案第 16号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 20 議案第 17号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 21 議案第 18号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 22 議案第 19号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 23 議案第 20号 令和元年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 24 一般質問

7番 桂川雅信

- (1) 半の沢の谷埋め盛土計画について
- (2) 災害時に一人の犠牲者も出さないために（その3）
- (3) 条例改正・制定を伴うこれまでの提案の処理について
- (4) 建築・設備関連の設計業務に関する問題の再発防止策について

3番 松澤文昭

- (1) 村の住宅政策について（村営住宅の売却による定住促進について）
- (2) (仮称)中川村農業観光交流センター（以下交流センター）の運営方針と組織形態及び将来ビジョンについて

6番 中塚礼次郎

- (1) 高齢運転者の事故防止対策として、先進安全装備車・誤作動防止機器への補助制度導入について
- (2) 陣馬形山（キャンプ場含む）の今後の管理について

5番 松村利宏

- (1) 防災・減災について

出席議員（10名）

| | |
|-----|-------|
| 1番 | 片桐邦俊 |
| 2番 | 飯島寛 |
| 3番 | 松澤文昭 |
| 4番 | 大原孝芳 |
| 5番 | 松村利宏 |
| 6番 | 中塚礼次郎 |
| 7番 | 桂川雅信 |
| 8番 | 柳生仁 |
| 9番 | 鈴木絹子 |
| 10番 | 山崎啓造 |

説明のために参加した者

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 富永和夫 |
| 教育長 | 下平達朗 | 総務課長 | 中平仁司 |
| 会計管理者 | 半崎節子 | 住民税務課長 | 村澤ゆかり |
| 保健福祉課長 | 菅沼元臣 | 振興課長 | 松村恵介 |
| 建設水道課長 | 小林好彦 | 教育次長 | 松澤広志 |
| 代表監査委員 | 岡田俊彦 | 監査委員 | 鈴木絹子 |

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子
書記 座光寺てるこ

令和元年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和元年9月10日 午前9時00分 開会

○事務局長 　ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）ご着席ください。（一同着席）

○議長 　おはようございます。（一同「おはようございます」）
ご参集ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年9月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長 　おはようございます。（一同「おはようございます」）
中川村定例9月議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用のところ定刻に参集いただきまして、まことにありがとうございます。
猛暑続きでありました8月を過ぎまして、朝晩の涼しさを感じられるようにもなりましたけれども、台風一過、暑さのぶり返しもここ数字と思われ、これから収穫の秋に向けて、米、梨、リンゴ、ブドウなど、農家の一年の取り組みの結果があらわれる楽しみ多い季節に入ってまいります。昨年は、例年より1週間も早く9月1日からの稲刈りが始まりましたけれども、その途端に長雨に見舞われまして収穫が思うようにいかなかったことをあわせ考えますと、収穫を阻む雨降りが長く続かないことを願うばかりであります。
果樹農家にお聞きしますと、4月の霜の被害に遭ったリンゴ、梨は玉伸びも思わしくなく、また7月の長雨の後、この猛暑続きでブドウも品種によっては果実の割れがひどいとのこと、また市田柿も思うように結実していないという農家も多く、少し心配でもあります。
昨年9月7日には、北海道胆振東部地震が発生をしまして死者37人を出す大災害となりました。毎年のように続く自然災害は、ことしも佐賀・福岡県など九州地方で停滞する線状降水帯により記録的な大雨を降らせ、死者3人を含む災害を引き起こしております。
昨日も首都圏を中心に、台風15号が強風を伴いまして、この風に飛ばされ、また倒れた樹木の下敷きになり2名の方が亡くなっております。建築仮設の倒壊、そして送電鉄塔の倒壊による大規模な停電が今も続いているようであります。大雨による浸水被害も引き起こしてきておるところであります。
9月は、台風が日本列島に近づき、上陸、縦断する最も多くなる月でもあります。警戒を怠らず、自主防災組織と連絡を密にし、空振りを恐れず避難指示等を早目に出すことで被害に遭う村民が出ないよう、事に当たってまいります。
内閣府発表の8月月例経済報告によりますと、日本の経済基調判断として、1「景

気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」、2「個人消費は、持ち直している。」、3「設備投資は、このところ機械投資に弱さが見られるが、緩やかな増加傾向にある。」、4「輸出は、弱含んでいる。」、5「雇用情勢は、着実に改善している。」と分析しつつ、先行きにつきましては、米中の通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意をしていくとともに、中国経済の先行き、ヨーロッパを初め海外経済の動向と政策の不確実性に留意が必要であるというふうにしております。

8月23日には、日米間での2国間の貿易交渉が大枠まとまったという報道がされました。農産物の貿易に関しましては、多くがTPP11の水準で合意に達したものの、自動車・同部品、工業製品を含めて、米国の満足度が高い内容になったのではないかと邪推しつつも、TPP11の発効と同時に、豚肉を初め乳製品が前倒し輸入されたことを踏まえすと、米国の巨大な農畜産物生産力が中国市場に変わり日本に押し寄せるのではとの心配をいたすところであります。

村内には大きな企業はありませんけれども、7月に長く事業を続けておりました食品製造会社が倒産に至りました。常雇用20人を超える企業であっただけに、非常に残念な結果であります。

10月1日を基準日として消費税が2%上乘せされ10%課税となります。消費に及ぼす影響、ひいては経済に与える影響がどうなるのか心配でもあります。

さて、本議会で審議いただくことは、1つに、条例の一部改正及び辺地総合対策事業計画の変更につきましてなど7本の議案を審議いただくこと、2つに、平成30年度中川村一般会計決算及び国民保険事業会計を初めとする5つの特別会計決算並びに水道事業会計の7会計の決算をご審議いただくこと、3つ目が令和元年度中川村一般会計及び特別会計並びに水道事業会計補正予算を審議いただくことであります。そして、任期満了を迎えます中川村教育委員1名と人権擁護委員1名の任命議案、推薦に関する諮問案件をご審議いただくことでございます。

前年度会計決算につきましては、ボリュームのある内容になっております。年間の取り組みの到達点、成果と今後の課題も含めて、担当部署から丁寧な説明に心がけてまいりますので、よろしく願いをいたします。

今議会で上程いたします全ての議案につきましては、慎重な審議の上に、何とぞご承認賜わりますようお願いを申し上げます。議会開会のごあいさつといたします。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により4番 大原孝芳議員、5番 松村利宏議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。
この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 では、過日行いました議会運営委員会について報告いたします。
皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日

9月10日から9月25日までの16日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第6号までの条例案件と議案第7号の一般議案について上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

続いて、議案第8号から議案第14号までの平成30年度各会計決算については上程から提案理由の説明、質疑までを行い、質疑の後、特別委員会付託としてください。

議案第10号から議案第20号までの各会計補正予算については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

11日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

12日から13日まで及び17日から19日の5日間は委員会の日程とします。以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査をお願いします。

20日及び24日は議案調査とします。

最終日の25日は、午後2時から本会議を行い、平成30年度各会計決算の特別委員会委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第21号及び諮問第1号の人事案件について説明、質疑、討論、採決を行います。

追加議案等については、当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までお願いする予定です。

なお、議場内においては、6月の定例会と同様にノーネクタイ、上着自由としますので、承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにおいて、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から9月25日までの16日間としたいと思います。ご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの16日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員会から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただきご了承願います。

次に、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況については、報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、この件に関しては後ほど時間をとり説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

次に、去る6月定例会において可決された義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書、国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書、消費税の複数税率導入中止を求める意見書、新たな過疎対策法の制定に関する意見書

につきましては、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第1号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

例規集第1巻401ページからとなります。

新旧対照表とあわせてごらんください。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、旧姓、条例では「旧氏」と表記しますが、旧姓の印鑑を実印として登録し、印鑑登録証明書に旧氏を記載できるようにするため所要の改正を行うものでございます。

11月5日から住民票、マイナンバーカードに旧氏を併記する制度が税国共通で始まりますが、印鑑登録制度は国の制度ではなく自治体の条例によって定められている制度であることから、今回改正するものでございます。

第5条第6条第10条第13条では氏名、氏、名の字句に旧氏を追加する改正であり、第5条第2項第1号は法律改正に合わせ規定の整備を行うものでございます。

第10条第2項は、字句の削除、その他は字句の修正となります。

施行期日は、住民票等に旧氏を併記できるようになります令和元年11月5日でございます。

また、旧氏の併記を希望する場合は、役場で請求手続が必要となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○振興課長 議案第2号について説明いたします。

提案理由は、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額に年額を追加するため本案を提案するものです。

例規集第1巻736ページの特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第1条の報酬の額において別表761ページの農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、月額に「年額」「能率報酬として予算の範囲内で村長が定める額」を追加するものです。

内容につきましては、委員が取り組む農地の集積、集約化、遊休農地の発生防止・解消など農地利用の最適化にかかわる活動に応じて国から交付される農地利用最適化交付金を原資に、月額報酬に加え年額報酬を支給できるようにするものです。

施行期日は公布の日からになります。

以上、審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第3号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

例規集第1巻2065ページです。

今回の改正は、厚生労働省保健局国民健康保険課からの通達により、国民健康保険税の旧被扶養者減免の応益割である均等割、平等割に係る減免措置の期間を定めるため所要の改正を行うものでございます。

中川村国民健康保険税条例第26条第1項第2号には被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い被用者保険の被扶養者から国民健康保険の不保険者となった者、旧被扶養者といいますが、この旧被扶養者の負担が増えることから、激変緩和措置として軽減措置が定められています。この旧被扶養者減免について、制定附則第14項により後期高齢者医療制度が始まって以来、当分の間として減免の措置が行われていますが、今回、応益割の減免期間を資格取得日の属する月以後2年を経過する月までとする規定に改正するものでございます。

続きまして附則をお願いいたします。

施行期日は公布の日からとし、平成31年4月1日からの適用となります。

また、旧被扶養者減免に係る応能割である所得割、資産割の減免は、資格取得日の属する月から2年を経過した後も、当分の間、引き続き継続するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第7 議案第4号、日程第8 議案第5号及び日程第9 議案第6号の3議案は、消費税法の改正に伴うもので関連がありますので、議会会議規則第37条の規定による一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。

日程第7 議案第4号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第5号 中川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第6号 中川村営水道条例の一部を改正する条例の制定について以上の3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第4号について説明いたします。

提案理由ですが、消費税の改正に伴い使用料表示を改正するため本案を提出するものであります。

例規集の該当ページは第2巻の1431ページになります。

改正の内容につきましては、新旧対照表での説明とさせていただきます。

第19条中、下線を引いた部分「合計額に、1.08を乗じて得た」を削り、別表第1、第19条関係の下線を引いた部分、使用料の額を総額表示に改めるものであります。

なお、附則で、この条例の施行期日を令和2年1月1日から適用するものとします。続きまして、議案第5号について説明いたします。

提案理由ですが、消費税の改正に伴い使用料表示を改正するため本案を提出するものであります。

なお、例規集の該当ページにつきましては第2巻の1470ページになります。

改正の内容につきましては、新旧対照表での説明とさせていただきます。

第8条第2項中、下線を引いた部分「合計額に、1.08を乗じて得た」を削り、別表第2、第8条関係の下線を引いた部分、使用料の額を総額表示に改めるものであります。

なお、附則で、この条例の施行期日を令和2年1月1日から適用するものとします。続きまして、議案第6号をお願いいたします。

議案第6号について説明いたします。

提案理由ですが、消費税の改正に伴い料金表示を改正するため、また水道法の改正により条ずれに伴い改正をするため本案を提出するものであります。

例規集の該当ページは第2巻の2516ページから2518ページになります。

改正の内容につきましては、新旧対照表での説明とさせていただきます。

第24条第1項中、下線を引いた部分「合計額に、1.08を乗じて得た」を削り、別表第1、第24条関係の下線を引いた部分、使用料の額を総額表示に改めるものであります。

次に、第28条第1項中、下線を引いた部分「の額に1.08を乗じて得た金額」を削り、別表第2、第28条関係の下線を引いた部分、加入金の額を総額表示に改めるものであります。

次に、第35条第1項中、下線を引いた部分「第5条」を「第6条」に改めます。

なお、附則で、この条例の施行期日は、過入金につきましては令和元年10月1日から、使用料につきましては令和2年1月1日から適用するものとします。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 初めに議案第4号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第5号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第6号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
 日程第10 議案第7号 中川村辺地対策総合整備計画の変更について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第7号について提案説明申し上げます。
 提案理由は、中川村辺地対策総合整備計画に掲げた事業に費用の変更が生じたため、
 計画の一部を変更すべく、辺地に係る公共的施設の整備のための財政上の特別措置に
 関する法律の規定により本案を提出するものであります。
 現在、美里地区において村道矢田黒牛線の改良工事を進めておりますが、この事業
 は中川村辺地対策総合整備計画の中に上北山方辺地の整備計画として位置づけること
 で財政上有利な辺地対策事業債が活用できています。施工箇所的地形的な条件が厳し
 いことから整備計画に掲げた事業費を大きく上回ることとなりましたので、計画を変
 更するものであります。
 具体的な変更箇所は、整備計画書の裏面、公共的施設の整備計画の表中、村道矢田
 黒牛線の事業費を1億8,310万円に変更するものであります。
 以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これより質疑を行います。

○8 番 (柳生 仁) ただいま報告がありました辺地債の辺の変更でございますが、地元

の者としてちょっとお聞きしますが、なかなか工事が難航しておりまして、3年かけ
 てやっと100mばかりできるのかなあってというような、本当に苦労しておりまして、そ
 れにつきましては本当に感謝の気持ちでいっぱいでありまして。と同時に、やっぱり子
 どもたちの通学路、それから地元の高齢者の生活道路っていう部分もあつたりして、
 早期に、また完成してもらいたいし、また陣馬形の観光道路としても主要道路であり、
 観光客はあそこに来ると狭いなあって言って苦労しておるようであります。このもの
 があと何年くらいで、もし完成できるかわかりでしたらお聞きしたいと思いきい
 ども。

○建設水道課長 財政の計画につきましては、財政部局のほうと調整をかけながら、大きな事業等を
 踏まえてスケジュールを立てていくんですけれども、過去には、例えば村営住宅を
 つくった等につきましては、かなり金額等が抑制をされてきた部分もございます。そ
 ういった中で、ここ何年かは大型の金額、5,000万円弱というような全体金額をつけ
 ていただきまして事業を進めてきました。そうですね、あと4～5年は何とかある程
 度の整備をしたいなあというふうには考えております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 これで質疑を終わります。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
 お諮りします。
 日程第11 議案第8号 平成30年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
 日程第12 議案第9号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出
 決算認定について
 日程第13 議案第10号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認
 定について
 日程第14 議案第11号 平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 認定について
 日程第15 議案第12号 平成30年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
 認定について
 日程第16 議案第13号 平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
 算認定について
 日程第17 議案第14号 平成30年度中川村水道事業決算認定について

以上の7議案は平成30年度の決算であり関連がありますので、議会会議決第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第11議案第8号から日程第17議案第14号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者 議案第8号から議案第13号までの平成30年度各会計歳入歳出決算書について説明をいたします。

初めに議案第8号、中川村一般会計歳入歳出決算書からお願いいたします。

まず3ページの表中、一番下の歳入合計の行、収入済み額をごらんください。平成30年度の歳入決算額は34億3,697万4,347円です。次に5ページの表中、一番下の歳出合計の行の支出済み額をごらんください。歳出決算額は32億1,326万6,616円で、歳入歳出引き差引残高は、5ページにありますとおり2億2,370万7,731円です。

次に、後ろのほうに行きますが、決算書95ページの実質収支に関する調書をごらんください。

1 歳入総額から3 歳入歳出差引額までは、ただいま申し上げたとおりです。

4 翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額2,608万1,396円は明許繰り越しの一般財源であります。

3の歳入歳出差引額から(2)の繰越明許費繰越額を差し引いた5の実質収支額は1億9,762万6,335円となります。

歳入歳出総額は、前年度に比べ歳入決算額で4億6,278万3,189円11.9%、歳出決算額で4億5,916万1,965円12.5%、繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支額で2,745万3,420円12.2%、それぞれ減となっています。

続いて1ページに戻っていただき歳入歳出決算書の款、項の内容について説明いたします。

なお、説明は、決算上、大きな金額や特徴的な事項を中心に申し上げます。

また、金額については1,000円単位で申し上げますので、お願いいたします。

まず、歳入、1款の村税は、収入済み額4億6,720万1,000円で、前年度比207万9,000円、0.4%の減となりました。このうち村民税が2億400万3,000円で、前年に比べ個人村民税は2.9%、法人村民税は1.1%と、それぞれ増となり545万9,000円、2.9%の増となりました。

2項の固定資産税は2億1,876万円で、前年度比935万円、4.1%の減となっています。

軽自動車税、たばこ税、入湯税は、それぞれすべて増額とし、3税合計が4,478万9,000円で、前年度対比216万3,000円増となりました。

不納欠損は、固定資産税と軽自動車税で合計14件10万3,000円、収入未済額は1,256万3,000円で、村税全体の徴収率は97.4%、前年度に比べ0.5ポイント減っています。

2款の地方譲与税は5,055万8,000円、3款の利子割交付金は97万9,000円で、前年度に比べそれぞれ増えています。

4款の配湯割交付金は166万1,000円、5款の株式等譲渡所得割交付金は138万8,000円で、前年度と比べそれぞれ減っています。

6款の地方消費税交付金は8,578万9,000円で、前年度比354万9,000円増となっています。内訳は、一般財源として4,593万6,000円、社会保障財源分とし3,985万3,000円です。

8款の自動車取得交付税は1,196万9,000円で、前年度に比べ86万3,000円減っています。

11款の地方特例交付金は239万2,000円で、前年度に比べ24万円増となっています。

12款の地方交付税は17億5,956万1,000円で、このうち普通交付税は16億5,598万9,000円、特別交付税は1億357万2,000円で、地方交付税全体では前年度比776万4,000円、0.4%の減となりました。

2ページ、13款の交通安全対策特別交付金は、前29年度は55万1,000円ございましたが、30年度は全く皆減となりました。

14款の分担金及び負担金は3,182万5,000円で、前年度比2,071万7,000円の減となっています。分担金が156万1,000円、負担金は2,896万8,000円です。負担金の主なものは保育料2,437万6,000円、そのほかに児童クラブ、受託保育、老人施設入所者負担金などがございます。負担金の収入未済額は47万4,000円、ほとんどが保育料分であります。

15款の使用料及び手数料は6,237万9,000円で、うち使用料が5,674万円、前年度対比1,138万4,000円増えています。主なものは住宅使用料で、ラ・メゾン中組の10戸の新規入居も始まり4,209万7,000円です。収入未済額の74万5,000円は住宅使用料の8戸分となります。手数料は563万8,000円で、前年度に比べ減っております。

16款の国庫支出金は1億7,589万8,000円で、前年度比2,761万1,000円の減で、まず、国庫負担金は1億2,893万9,000円、主なものは児童福祉や社会福祉の民生費1億1,863万4,000円、公共土木施設災害復旧費の1,022万9,000円です。国庫負担金、前年度比は12.3%の増となります。

次に、国庫補助金は4,470万5,000円で、収入未済額は1,951万5,000円、これは教育費の明許繰り越しで冷房設備対策臨時特例交付金となります。国庫補助金、前年度比は48.8%の減となります。

また、委託費は225万4,000円、主なものとし国民年金の事務費です。

17款の県支出金は2億734万6,000円、県負担金は9,755万1,000円で、主なものは民生費6,162万4,000円、農林水産業費3,521万8,000円です。

県補助金は9,447万6,000円で、収入未済額6,547万円は明許繰り越しで農業費の担い手確保経営強化と地籍調査費及び農林施設の災害復旧の県補助金です。

委託金は1,429万3,000円。

県支出金全体では前年度比1,244万9,000円、5.7%の減となっています。

18 款の財産収入は1,048万円です。立木売り払いや物品売却収入等で、前年度に比べ320万9,000円の増となっています。

19 款の寄附金は2,780万2,000円です。一般・教育・ふるさと応援寄附金は増額となり、新たに企業版ふるさと納税の寄附も受け入れ、寄附金全体では前年度比2,536万4,000円の増となっています。

20 款の繰入金は200万円、ふるさと創生基金の一部を取り崩し繰り入れたものです。

3 ページ、21 款 繰越金2億2,732万8,000円は、前年度、平成29年度繰越金2億2,507万9,000円と繰り越し事業充当繰越金224万9,000円で、繰越金全体では前年度比1,390万5,000円の減となっています。

22 款の諸収入は3,011万4,000円で、村民税や固定資産税などの延滞金が74万円、各種雑入は2,930万5,000円で、消防団員の退職報償金や健康診査個人負担金、コミュニティ助成事業などがあります。

23 款の村債は2億8,030万円、前年度比2億5,045万円、47.2%の減です。内訳は、過疎対策事業債1億9,760万円、辺地対策事業債190万円、緊急防災・減災事業債250万円、補助災害復旧事業債730万円などとなっています。

なお、村債に係る収入未済額1億8,940万円は、過疎対策事業の陣馬形の森公園と村道新設整備事業分とし8,590万円、辺地対策事業債分4,980万円、緊急防災・減災事業債の非常用電源設備の更新等で1,860万円、学校教育施設等の整備事業債で3,400万円など、繰り越し事業に係る収入未済財源となります。

平成30年度末一般会計の税金、負担金、使用料の未収金額全体の状況は、未集金額1,378万4,000円で、前年度比274万4,000円と増えています。

以上が歳入の決算内容であります。

続いて歳出について説明いたします。

4 ページをごらんください。

1 款の議会費は支出済額5,693万7,000円で、前年度比88万7,000円の増です。

2 款の総務費は7億642万3,000円で、総務管理費が6億4,845万4,000円、防災対策事業において平成29年からの繰り越し事業での指定避難所空調施設関係が完成しました。総務費全体では前年度比1億9,088万5,000円、21.2%の減となっています。

なお、翌年度繰越額1,863万円は、非常用電源工事関係に係る歳出を翌年度に繰り越したものです。

3 款の民生費は6億9,446万3,000円、前年度比323万4,000円の増となっています。

1 項 社会福祉費が4億3,433万6,000円で、うち国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計への繰出金が3会計合計1億2,239万8,000円でした。

2 項の児童福祉費は2億6,012万7,000円で、児童手当、保育園、児童クラブの運

営などです。

4 款の衛生費は1億5,923万4,000円で、前年度比178万3,000円の増となっています。

6 款の農業水産事業費は3億4,924万4,000円、前年度比1,203万2,000円の減となっています。

1 項の農業費が2億8,800万8,000円で、前年度比2,805万6,000円減。農業集落排水事業の特別会計への繰出金は9,600万円です。翌年度の繰越額5,065万7,000円のうち農業振興事業の農業担い手支援、担い手確保経営強化支援事業補助金として4,715万2,000円、国土調査事業の委託料とし350万5,000円をそれぞれ翌年度歳出に繰り越したものです。

2 項の林業費は6,123万5,000円で、前年度比1,602万3,000円の増となっています。

7 款の商工費は8,639万6,000円で、前年度比4,161万円の増となっています。

また、翌年度繰越額2,020万2,000円は、観光施設管理事業の陣馬形の森公園、トイレ建設と駐車場整備関連として翌年度に歳出を繰り越したものです。

8 款の土木費は3億5,163万7,000円、うち道路橋梁費は平成29年度からの繰り越し事業、村道2路線も含め2億1,253万2,000円で、翌年度繰越額1億1,775万1,000円は、道路維持管理事業で2路線、道路新設改良事業で3路線分を翌年度歳出に繰り越したものです。

都市計画費は1億2,250万7,000円で、うち公共下水道事業への繰出金は1億1,300万円です。

土木費全体では、前年度比3億6,120万1,000円減額となっています。

9 款の消防費は9,856万3,000円で、前年度比1,655万9,000円の減となっています。

教育費は10 款、2億9,581万2,000円です。

2 項の小学校費は5,011万円、翌年度繰越額4,001万6,000円は、東小学校で2,445万8,000円と西小学校で1,555万8,000円、両校とも教室エアコン設置関係を翌年度歳出に繰り越したものです。

3 項の中学校費は5,009万4,000円で、翌年度繰越額2,802万8,000円は、同じく教室エアコン設置関係を翌年度歳出に繰り越したものです。

教育費全体では前年度比3,151万4,000円、11.9%の増となっております。

11 款の災害復旧費については3,341万9,000円で、農林施設災害復旧費が1,559万4,000円、翌年度繰越額1,502万3,000円は林業施設の林道四徳東線関係を翌年度歳出に繰り越したものです。

公共土木施設災害復旧費は1,782万3,000円です。

12 款の公債費は3億8,113万4,000円で、前年度比906万4,000円の増となっています。

以上が歳出です。

なお、6ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書については、説明を省略させていただきます。

次に、後ろのほう96ページの財産に関する調書をごらんください。

公共用財産として土地、建物の増加がありました。

99ページ、4の基金ですけれども、積み立ては財政調整基金90万円、減債基金5万円、公共施設整備基金へ1億1,000万円など、積み立て合計は1億6,987万6,000円で、ふるさと応援基金から200万円の取り崩しを行いました。年度末現在高は、財政調整基金の10億7,740万円など、13基金会計合計で23億571万3,000円、前年度に比べ1億6,795万円の増となっています。

100ページ以降の基金運用の状況については、説明を省略させていただきます。

一般会計の決算書については以上とさせていただきます、次に決算報告書をお願いいたします。

決算報告書の1ページをごらんください。

決算収入の状況ですが、⑤の平成30年度実質収入額1億9,762万6,000円から平成29年度の実質収支額2億2,507万9,000円を差し引いた⑥の単年度の収支額マイナス2,745万3,000円に⑦の財政調整基金積み立て90万円、⑧の繰上償還はゼロでしたが、それらを加え、⑩の実質単年度収支額はマイナス2,655万3,000円となります。この実質単年度収支は、その年度の債権、債務の増加を控えようとしようとする指標です。

次に、6ページの地方債をごらんください。

平成30年度の発行額は2億8,030万円、元利償還額は3億8,113万2,000円で、年度末現在高は合計で28億4,689万8,000円となっています。

一般会計の平成30年度末現在の中川村の地方債残高は、前年度に比べ8,823万6,000円減少しています。

借入残高のうち過疎対策債と臨時財政対策債の合計が23億2,620万3,000円で、全体の81.7%を占めています。

15ページをごらんください。

経常収支比率は、人件費、公債費などの経常的経費に村税、普通交付税などの経常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率で、平成30年度は82%で、前年度に比べ3.1%の増となっています。

17ページをごらんください。

実質公債費比率は、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財源規模に対する比率の過去3年間の平均値であり、前年度比0.1ポイント下がって2.2%と、この数値はここ数年低減してきています。

18ページの財政力指数は地方公共団体の財政力を示す指数で、指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいこととなり、財源に余裕があると言えます。平成30年度は0.227で、前年度比0.005ポイント高くなりました。

以上が主な財源指標であります。

これらの数値から見ますと、中川村の財政は厳しいながらもおおむね健全な運営が図られています。

しかしながら、多額の国債発行残高が見られるように、国の厳しい財政状況からすると、村の歳入構成比で51.2%と大きな比率を占める地方交付税の動向など、歳入に関しては不安定な要素があります。今後とも財源確保に努めながら計画的かつ効率的な財政運営に努めてまいります。

次に特別会計決算ですが、最初に議案第9号、中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

オレンジ色の中表紙となりますが、国保1ページの歳入合計の行で収入済額をごらんください。平成30年度の歳入決算額は4億5,395万1,022円です。

次に、国保3ページの歳出合計の支出済額をごらんください。歳出決算額は4億4,675万4,152円で、歳入歳出差引額は719万6,870円です。前年度と比べると、歳入歳出それぞれ減っております。29年度までは中川村国民健康保険、いわゆる市町村国保でしたが、平成30年度より長野県中川村国民健康保険、いわゆる県国保となったことにより、歳入歳出項目、内容も変わりました。

1款の国民健康保険税は、収入済額1億2,960万9,000円で、前年度比620万1,000円減っております。

不納欠損額は26件10万9,000円で、収入未済額は466万1,000円、前年度と比べ138万6,000円増えています。

徴収率は前年度比1.5ポイント減の95.57%であります。

国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は全て項目自体がなくなり、8款の県支出金は、今までの1項 県負担金、2項 県補助金、それぞれなくなり、国庫支出金等にかわって県支出金の第3項 県負担金、補助金となり、金額は3億1,430万4,000円です。

13款の繰入金は2,320万1,000円で、一般会計からの繰入金で、30年度も国保支払い準備基金からの繰入金はなく、全額一般会計からの繰り入れです。

次に2ページからの歳出ですが、2款の保険給付費は3億744万4,000円、前年度に比べ2,384万円の減となっています。

以前の後期高齢者支援金等と前期高齢者納付金と介護保険納付金、共同事業拠出金は全てなくなり、皆減となりました。かわりに3款 国民健康保険事業納付金ということで、それらをまとめた形となり、金額は1億3,046万6,000円です。

次に、国保17ページの財産に関する調書をごらんください。

国保支払準備基金は、基金利子分を含む5万円を積み立て、取り崩しはなく、年度末の残高2,535万円となっています。

次に、議案第10号、中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

介護1ページの平成30年度の歳入決算額は6億3,875万5,140円です。介護2ページの歳出決算額は6,343万3,105円で、歳入歳出差引額は442万2,035円です。前年度に比べ、歳入は3,742万円、歳出は4,428万9,000円、それぞれ増えております。

介護 1 ページをごらんください。

歳入の 1 款 保険料は 1 億 2,658 万 8,000 円で、第 7 期介護保険事業計画の初年度なので、基本保険料率は変わっております。前年度に比べ 878 万 6,000 円の増となりました。

収入未済額は、対象者 15 名で 129 万 3,000 円です。

保険料徴収率は、前年度に比べ 0.2 ポイント下がり 99% となっております。

4 款の国庫支出金は 1 億 5,707 万 4,000 円、5 款 支払基金交付金は 1 億 6,003 万 4,000 円、6 款の県支出金は 8,836 万 8,000 円、それぞれ介護保険の保険給付費と地域支援事業費に充てられる収入です。

10 款の繰入金は 9,376 万 6,000 円で、一般会計から 8,476 万 6,000 円と介護給付費準備基金から 900 万円それぞれ繰り入れました。

2 ページの歳出、2 款の保険給付費は 5 億 8,286 万 8,000 円、うち主なものは介護サービス給付費等諸費が 5 億 7,200 万 9,000 円。高額介護サービス費が 1,037 万 3,000 円で、保険給付費全体では前年度と比べ 4,470 万円増えております。

5 款の地域支援事業は 3,429 万 7,000 円、前年度に比べ 765 万 5,000 円、28.7% の増で、うち 2,135 万 4,000 円で高齢者への介護予防事業を実施しています。

次に介護 16 ページの財産に関する調書をごらんください。

介護給付費準備基金は、積み立ては行わず、900 万円を取り崩し、年度末残高 1,000 万円となっております。

次に、議案第 11 号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

後期 1 ページの平成 30 年度の歳入決算額は 5,510 万 9,609 円です。後期 2 ページの歳出決算額は 5,488 万 6,309 円で、翌年度繰越額は 22 万 3,300 円となります。前年度に比べ、歳入は 307 万 9,000 円、歳出は 302 万 4,000 円、それぞれ増えております。

後期 1 ページの 1 款 後期高齢者医療保険料は 4,050 万 4,000 円で、前年度に比べ 288 万円の増。

収入未済額は 13 万 8,000 円、保険料の徴収率は前年度に比べ 0.06 ポイント下がって 99.66% となっております。

4 款の繰入金は、一般会計からの事務費分と保険基盤安定分として 1,443 万 1,000 円の繰り入れを行っております。

後期 2 ページの歳出。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は 5,429 万 1,000 円で、前年に比べ 288 万 1,000 円の増となり、その内訳は保険料負担金 4,045 万 4,000 円と保険基盤安定負担金 1,383 万 7,000 円となっております。

次に、議案第 12 号、中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

公共 1 ページの平成 30 年度の歳入決算額は 1 億 9,990 万 4,758 円、公共 2 ページの歳出決算額は 1 億 9,803 万 9,116 円で、翌年度繰越額は 186 万 5,642 円で、前年度に比べ、歳入は 1,227 万 3,000 円、歳出は 1,185 万 9,000 円、それぞれ増えておりま

す。

公共 1 ページの 1 款 分担金及び負担金は 515 万 9,000 円で、前年度に比べ 360 万 9,000 円増えております。

収入未済額は 272 万 9,000 円で、前年度に比べ 25 万 9,000 円減っております。

2 款の使用料及び手数料は 6,313 万 2,000 円で、前年度に比べ 76 万 8,000 円増、不納欠損はなく、収入未済額は 70 万 5,000 円です。

7 款の繰入金は一般会計から 1 億 1,300 万円で、前年度に比べ 400 万円減っております。公債費分等の繰り入れとなります。

10 款の村債は、公共下水道事業債、過疎対策事業債、公営企業会計適用債で 1,340 万円発行いたしました。

なお、平成 30 年度の人口による公共下水道の水洗化率を見ますと、村全体で 92.2%、前年度に比べ 0.4 ポイント上がっております。

公共 2 ページの歳出。

1 款の下水道事業費は 6,801 万 3,000 円、前年度に比べ 1,433 万 6,000 円増えております。うち下水道維持費は 4,907 万 6,000 円です。

2 款の公債費は 1 億 3,002 万 6,000 円で、前年度に比べ 247 万 7,000 円減っております。

次に、10 ページの公共の財産に関する調書においては、公有財産等の増減はありませんでした。

次に、議案第 13 号、中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

農集 1 ページの平成 30 年度の歳入決算額は 1 億 6,077 万 2,725 円、農集 2 ページの歳出決算額は 1 億 5,938 万 440 円で、翌年度繰越金は 139 万 2,285 円となっております。前年度に比べ、歳入は 3,043 万 7,000 円増えており、歳出は 10 万 3,000 円減っております。

農集 1 ページの 1 款 分担金は 560 万円で、8 件の加入がありました。

2 款の使用料及び手数料は 2,267 万 7,000 円で、前年度に比べ 5 万円減っており、不納欠損はありません。

収入未済額は 4 万 6,000 円となっております。

7 款の繰入金は 9,600 万円、前年度に比べ 300 万円減り、一般会計からの公債費分等の繰り入れであります。

なお、平成 30 年度の人口による農業集落排水の水洗化率を見ますと、全体では 91.9%、前年度に比べ 1.3 ポイント上がっております。

農集 2 ページの歳出。

1 款 農業集落排水事業費は 7,224 万円、前年度に比べ 3,054 万円増えており、このうち維持管理事業分は 3,286 万 8,000 円で、前年度に比べ 221 万 4,000 円増えております。

2 款の公債費は 8,714 万円で、前年度と同額となっております。

○建設水道課長

農集 10 ページの財産に関する調書において、公有財産等の増減はありませんでした。

以上、一般会計及び特別会計 5 会計の決算書の説明とさせていただきます。
審査のほどよろしくお願いたします。

議案第 14 号 平成 30 年度中川村水道事業決算認定についてご説明いたします。

水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受けておりますので企業会計方式により処理をしております。そのため、損益計算書の増減事項になる損益取引と貸借対照表の増減事項となる資本取引との 2 本立てとなっております。

なお、決算報告書の数値は税込み標示、損益計算書や費用明細書などは税抜き表示となっておりますので、あらかじめご承知おきください。

金額につきましては、1,000 円単位、1,000 円未満につきましては切り捨てで申し上げます。

それでは、決算書の 1 ページをお願いいたします。

決算報告書、収益的収入及び支出ですが、収入の決算額が 1 億 3,231 万 6,000 円に対し支出の決算額は 1 億 1,247 万 7,000 円で、見かけ上 1,983 万 8,000 円のプラスとなりました。

2 ページの資本的収入及び支出では、収入の決算額 863 万 1,000 円に対し資本的支出は決算額 5,882 万 4,000 円で、差し引き 5,019 万 3,000 円の不足となっておりますが、この不足額は過年度分の損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

次に財務諸表ですが、まず 3 ページの損益計算書をごらんください。

収益的収支の明細となっておりますが、この表以降については借り受け消費税を除いた税抜き数値となっております。

営業収益は合計で 8,903 万 4,000 円、営業費用の合計は 1 億 871 万 7,000 円、差し引きで営業利益は 1,968 万 2,000 円の損失となりました。これに営業外収益の 3,660 万 7,000 円及び営業外費用の 75 万 1,000 円を差し引きした経常利益は 1,617 万 3,000 円となりました。

特別利益及び特別損失はなく、当年度純利益は 1,617 万 3,000 円となりました。そこに前年度繰越利益剰余金 4 億 5,167 万 9,000 円を加えた 4 億 6,785 万 2,000 円が当年度未処分利益剰余金となりました。

続いて 4 ページをごらんください。

まず、上の表、剰余金計算書につきましては、決算としての認定を求めるものです。

剰余金のうち利益剰余金につきましては、前ページにあります前年度繰越利益剰余金 4 億 5,167 万 9,000 円に当年度純利益の 1,617 万 3,000 円を加えた未処分利益剰余金 4 億 6,785 万 2,000 円と減災積立金 4,280 万円を加えた当年度末残高は 5 億 1,065 万 2,000 円となります。

下の表は、上の表で計算をされた剰余金の処分に関する計算書（案）で、議決を求めるものであります。

資本金及び資本剰余金の残高と未処分利益剰余金 4 億 6,785 万 2,000 円をそのまま翌年度に繰り越し処理をしたいとするものであります。

続きまして 5 ページの貸借対照表ですが、これは平成 30 年度末現在の財政状態をあらわしております。

資産の部は固定資産と流動資産で構成をされ、固定資産の合計額は 10 億 9,369 万 1,000 円、流動資産の合計額が 2 億 2,874 万 7,000 円、資産合計は 13 億 2,243 万 6,000 円であります。

負債の部は固定負債と流動負債及び繰り延べ収益で構成をされ、固定負債の合計額は 3,607 万 2,000 円、流動負債の合計額が 2 億 2,874 万 7,000 円、資産合計は 13 億 2,243 万 6,000 円であります。負債の部は、固定負債と流動負債及び繰り延べ収益で構成をされ、固定負債の合計額は 3,607 万 2,000 円、流動負債の合計額が 502 万 6,000 円、繰り延べ収益合計額は 7 億 5,854 万 8,000 円、負債合計は 7 億 9,964 万 7,000 円であります。

資本の部は資本金と剰余金で構成をされ、資本金の合計額は 490 万円、剰余金の合計額は 5 億 1,788 万 8,000 円、資本合計は 5 億 2,278 万 8,000 円、資本、負債の合計は資産の合計と同額の 13 億 1,243 万 6,000 円となっております。

以下は決算附属書類ですが、6 ページから 9 ページにかけては事業報告書として業務や経営の状況、工事、業務量等を期しております。

10 ページはキャッシュ・フロー計算書ですが、資金の流れに関する情報を示しています。1 業務活動によるキャッシュ・フロー、2 投資活動によるキャッシュ・フロー、3 財務活動によるキャッシュ・フローを合計しまして、資金減少額は 2,362 万 7,000 円で、資金期末残高は 2 億 1,221 万 4,000 円となっております。これは、5 ページの貸借対照表の現金と一致をしております。

11 ページ以降につきましては、その他書類として収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しましたので、それぞれお読みいただくこととしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

○議長 ところで暫時休憩とします。再開は午前 10 時 30 分とします。

[午前 10 時 18 分 休憩]

[午前 10 時 30 分 再開]

○議長 会議を再開します。

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員 それでは、平成 30 年度中川村一般会計及び特別会計決算の審査意見の報告をさせていただきます。

地方自治法の定めによりまして審査に付されました平成 30 年度各会計の歳入歳出決算書、証書類、その他制令で定める書類及び同法 241 条第 5 項の定めにより各基金の運用状況を示す書類について審査いたしましたので、別紙のとおり報告いたします。

第 1 審査の概要

審査の対象、(1) 平成 30 年度一般会計歳入歳出決算、以下 (2) から (6) 番ま

で記載されております5つの特別会計の決算。

2 審査の期間、令和元年7月31日、8月1日8日9日の4日間で行いました。

3 審査の方法、審査に当たりましては、村長から提出されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、計数の確認、関係法令等に準拠し調製されているか、財政運営は健全か、財政の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証書類との照合並びに決算資料の検証及び関係職員さんからの説明聴取、必要な手続等をもって実施いたしました。

第2 審査の結果

1 総括

(1) 総括意見

①審査に付されました一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令ののっとり作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

②厳しい財政状況の中、健全な財政運営に配慮しつつ自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などの取り組みを着々と進めていることを評価します。

③一般会計及び特別5会計とも実質収支は黒字となりました。

少し飛びまして、今後の行財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに、住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう政策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努めてください。

(2) 決算規模

一般会計は、前年度に比べて歳入で4億6,278万4,000円、11.9%の減、歳出で4億5,916万2,000円、12.5%の減となりました。

特別会計の合計は、前年度比で歳入2,550万7,000円、1.7%の減、歳出で1,325万4,000円、0.9%の減となりました。

一般会計と特別会計の実質収支の合計は、前年度比で3,977万7,000円、15.8%の減となりました。

一般会計及び特別会計の決算額は以下の表のとおりです。ご確認をください。

(3) 財政構造の弾力性、先ほどもお話がありましたけれども、以下の表にあります各指数、各比率について再度読み上げはいたしません、この数字は中川村の過去、現在、未来を示す数値であります。折に触れ意識し、行政運営に当たっていただきたいと思えます。

飛びまして、2 一般会計、金額の増減が大きいものやポイントのみを報告させていただきます。

(1) 歳入

歳入については、各科目とも収入確保に努力されていきました。

歳入について特記すべきものは次のとおりです。

①村税

ア、村税の決算額は4億6,720万1,000円で、前年度比2,007万9,000円、0.4%の減となっております。

イ、収入未済額は1,256万3,000円で、企業倒産による大口滞納者があり前年度比274万1,000円、27.9%の増となっております。

村税は歳入の根幹をなすものであり、税負担の公平の原則からも滞納額の解消を図る必要があります。滞納整理体制の強化と滞納処分の実施により収納率向上につながるよう望むものであります。

村税全体で不納欠損処分が14件、10万3,000円で、前年度に比べ9万4,000円減少しています。処分は、地方税法の定めに基づき適正に行われているものと認めました。

エ 村税の徴収率は97.4%で、前年度比0.5ポイント減となりました。現年度課税分は98.7%で前年度比0.4ポイント減、滞納繰り越し分は32.1%で前年度比5.1ポイントの減となっています。徴収率の向上に一層の努力をお願いします。

なお、高額滞納者に対しては長野県滞納整理機構へ徴収を委託しており、平成30年度は固定資産税滞納分46万904円が納入され、移管の効果が上がっています。

また、徴収困難者に対しては、平成26年度から県税徴収対策室上伊那分室へ徴収に引き継ぎを行っており、県との連携により、引き続き滞納額の解消に努めてください。

②の地方譲与税から⑥の国庫支出金につきましては、先ほど管理者も丁寧にご説明いただきましたので、ここでは省略をさせていただきます。

⑦県支出金、決算額は2億734万7,000円で、前年度比1,244万8,000円、5.7%の減となりました。

⑧財産収入、決算額は1,048万1,000円で、前年度比320万9,000円、44.1%の増となりました。これは、村有林の立木売り払い収入、あるいは太陽光発電売電収入等によるものであります。

⑨寄附金、ちょっと記載ミスです。決算額がダブっております。削除をお願いします。決算額は2,780万2,000円で、前年度比2,536万4,000円、1,040.4%の増となりました。これは、御存じ一般寄附、学校教育費寄附金、企業版ふるさと納税戸の増によるものであります。

⑩繰入金、決算額は200万円で、前年度比1億4,000万円、98.6%の減となりました。高度情報化基金繰越金が減となったためです。

⑪諸収入、決算額は3,011万7,000円で、前年度比2,727万1,000円、47.5%の減となりました。CATVの施設利用料の減が主なものです。

⑫村債、決算額は2億8,030万円で、前年度比2億5,045万円、74.2%の減となりました。主だったものについてはいかに記してありますのでご確認ください。

過疎地域自立促進特別措置法の期限は令和2年までとなっています。交付税措置による有利な過疎対策事業債を有効に利用し、事業運営に努めてください。

また、事業執行に当たっては単年度に偏ることなく、計画的な起債事業の執行に努めてください。

(2) 歳出

一般会計の歳出は、予算現額に対し支出済額 32 億 1,326 万 7,000 円、不用額 2 億 504 万 2,000 円で、予算に対する執行率は 86.6%でした。不用額は予備費 1 億 9,627 万 8,000 円を除けば多額ではなく、補正予算の措置等、適切に処理に処理されていることを認めました。

事業等については、積極的、効率的に執行されており、経費節減努力もうかがえました。

歳出についての特記すべきもの及び意見は以下のとおりです。

1 議会費

ア、決算額は 5,693 万 8,000 円で、前年度比 88 万 7,000 円、1.6%の増となっています。

総務費

ア、決算額は 7 億 642 万 3,000 円で、前年度比 1 億 88 万 5,000 円、21.3%の減となっています。

ウ、CATV事業は 374 万 6,000 円で、前年度比 1 億 8,543 万 6,000 円、98%の減となっています。これは、伝送路既設施設撤去処分事業等の減によるものです。

エ、電子化推進事業費は 1,783 万 2,000 円で、前年度比 1,150 万 5,000 円、181.8%の増となっています。これは、各種サーバーの更新、冗長化等によるものです。

キ、中川村 60 周年記念事業は 811 万 6,000 円で、各種記念事業等を行うことができました。

ク、自治振興費は 6,117 万 5,000 円で、前年度比 5,090 万 4,000 円、458.1%の増となりました。これは、牧ヶ原集会施設の建設と地区集会施設及び周辺整備事業補助事業、補助金等 9 件の実施によるものであります。

3 民生費

ア、決算額は 6 億 9,446 万 3,000 円で、前年度比 323 万 4,000 円、0.5%の増となりました。

ずっと下のほう、(4)で④の衛生費まで飛びます。

ア、決算額は 1 億 5,923 万 5,000 円で、前年度比 178 万 3,000 円、1.8%の増となりました。

5 農林水産費

ア、決算額は 3 億 4,924 万 4,000 円で、前年度比 1,203 万 2,000 円、3.3%の減となりました。

6 商工費

ア、決算額は 8,639 万 6,000 円で、前年度比 4,161 万円、92.9%の増となりました。これについては、エにあります陣馬形の森公園周辺整備構想によるものであります。

土木費

ア、決算額は 3 億 5,163 万 7,000 円で、前年度比 3 億 6,120 万 1,000 円、50.7%の減となりました。

イ、道理維持管理については、舗装等修繕工事 9 路線 1,635 万 9,000 円、村単独工事として維持工事 63 件 1,744 万 7,000 円、修繕 20 件 119 万 9,000 円当によるものがあります。危険箇所や不都合な箇所の修繕等は、緊急性も高く、住民要望も大きいことから、なお一層の事業推進を期待するものであります。

ウ、道路新設改良・舗装工事は、平成 29 年度繰越明許を含め 1 億 722 万円で、前年度比 8,619 万 9,000 円、44.6%の減となっています。起債を活用して大草中央線、渡場清水平線など 5 つの路線の整備が進んでいます。生活道路として計画的な改修整備に期待をします。

8 消防費

ア、決算額は 9,856 万 3,000 円で、前年度比 1,655 万 9,000 円、14.4%の減となりました。

9 教育費

ア、決算額は 2 億 9581 万 3,000 円で、前年度比 3,151 万 5,000 円、11.9%の増となりました。

10 災害復旧費

決算額は 3,341 万 9,000 円で、皆増となりました。農地災害復旧工事 540 万 5,000 円、林業施設災害復旧工事 1,019 万円、公共土木施設災害復旧工事 1,782 万 4,000 円などが行われました。

11 公債費

ア、決算額は 3 億 8,113 万 4,000 円で、前年度比 906 万 4,000 円、2.4%の増となりました。

(3) 基金

ア、積立基金及び低額運用基金の合計の前年度末現在残高は 21 億 3,776 万 3,000 円で、平成 30 年度中の積立額は 1 億 6,995 万円、取崩額は 200 万円で、平成 30 年度末現在高は 23 億 571 万 3,000 円となっています。その運用については、適正なものと認めました。

以下、各積立基金の前年度末残高を期してありますので、ご確認をください。

3 特別会計

特別会計 5 会計の歳入合計 15 億 849 万 2,000 円、歳出合計 14 億 9,339 万 2,000 円で、予算に対する執行率は 99.1%でした。

各特別会計とも歳入確保に努力をされ、また、歳出についても経費節減に努めながら適切に執行していることを認めました。

(1) 国民健康保険事業特別会計

①歳入総額は 4 億 5,395 万 1,000 円で、前年度比 1 億 918 万 7,000 円、19.4%の減となりました。

国民健康保険制度の改正に伴い国庫支出金、共同事業交付金、拠出金が廃止されま

した。

個別には、国保税 1 億 297 万円、前年度比 620 万円、5.7%の減、県支出金 3 億 1,430 万 4,000 円で前年度比 2 億 8,970 万 5,000 円、1,177.7%の増となっています。

国保税の徴収率は 95.6%で、前年度比 1.5%の減となっています。

⑤国保税の滞納額は 466 万 1,000 円で、前年度比 138 万 6,000 円、42.3%の増となっています。

国保税の徴収についても、なお一層の徴収努力を期待します。

国保税の不納欠損処分につきましては 26 件 11 万円で、前年度比 8 万 9,000 円、423.8%の増となりました。

(2) 介護保険事業特別会計

①歳入総額は 6 億 3,875 万 5,000 円で、前年度比 3,782 万円、6.3%の増となりました。

②歳出総額は 6 億 3,433 万 3,000 円で、前年度比 4,428 万 9,000 円、7.5%の増となりました。

⑥介護保険料の収入未済額は延べ 25 人で 129 万 3,750 円となっています。

(3) 後期高齢者医療特別会計

①歳入総額は 5,510 万 9,000 円で、前年度比 307 万 9,000 円、5.9%の増となっています。

②歳出総額は 5,488 万 6,000 円で、前年度比 302 万 5,000 円、5.8%の増となっています。

⑤後期高齢者医療保険料の収入未済額は 6 件 13 万 8,300 円となっています。

(4) 公共下水道事業特別会計

①歳出総額は 1 億 9,803 万 9,000 円で、工事請負費などの増によりまして前年度比 1,185 万 9,000 円、6.4%の増となりました。

(5) 農業集落排水事業特別会計

①歳出総額は 1 億 5,938 万円で、工事請負費などの増により前年度比 3,054 万円、23.7%の増となりました。

最後に、4 その他

(1) 住民税務課、保健福祉課、建設水道課、教育委員会等、さまざまな分野で税、料金等の未収金が生じています。庁内関係部署、各部署合同での徴収対策会議の開催や徴収時の関係部の連携等により未収金解消に努力されています。今後も、より積極的な取り組みによって、その解消になお一層努力をされたい。

続きまして、水道会計のほうの審査意見についてご報告をさせていただきます。

地方公営企業法の定めにより審査に付されました平成 30 年度水道事業会計の歳入歳出決算関係諸帳簿及び帳票類について審査をいたしましたので、別紙のとおり意見をします。

第 1 審査の概要

1 審査の対象、平成 30 年度水道事業会計歳入歳出決算。

2 審査の期日、令和元年 8 月 8 日。

3 審査の方法

審査に当たっては、事業管理者から提出されました決算書が平成 30 年度における水道事業の経営成績と財政状況を適正に表示しているかどうかにつきまして、会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証をしました。

また、年度内の事業運営全般について関係職員からの説明を求め、公営企業の基本原則であります公共の福祉の増進と経済性発揮の観点から審査をいたしました。

4 決算の概要

(1) 業務実績

給水人口は 4,841 人で前年度より 39 人減少し、給水件数は 1,804 件で、前年度より 14 件増加しています。

年間総配水量は 58 万 9,168 m³で、前年度より 7,375 m³、1.2%減少しています。

配水量のうち料金収入となった水量 44 万 2,490 m³で、前年度より 4,196 m³増加しました。

配水量のうち料金収入となった水量の割合であります有収率は 75.1%で、前年度より 1.6 ポイント上昇しています。

工事関係では、生活基盤施設耐震化等交付金などを用いて美里地区の老朽管の更新を昨年を引き続き行っております。

(2) 経営成績

①事業収入及び事業費用、経常収支の状況を見ますと、総収入は 1 億 2,564 万 2,000 円で、前年度比 272 万 2,000 円、1.2%の増となっています。

給水収益は 8,260 万 3,000 円で、前年度比 113 万 4,000 円、1.4%の増でした。

一方、総費用は 1 億 946 万 8,000 円で、当年度純利益は 1,617 万 3,000 円となりました。前年度繰越利益剰余金 4 億 5,168 万円を合わせて未処分利益剰余金として翌年度に繰り越しました。

収納状況は、調定額 8,921 万 1,000 円に対し収納済額 8,858 万 4,000 円で、収納率は 99.24%、未収額は 67 万 7,000 円でした。

②資本的収入及び支出、収入は加入金 206 万 3,000 円、補助金 600 万円及び一般会計繰入金 56 万 8,000 円となっています。

支出は建設改良費が 5,604 万 8,000 円、企業債償還金が 277 万 7,000 円で、合わせて 5,882 万 5,000 円となり、基本的収支の不足額 5,019 万 3,000 円は過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本収支調定額で補填されています。

第 2 審査の結果

1 決算書類及び決算附属書類について

決算報告書及び損益計算書、貸借対照表等の財務諸表並びに決算附属書類については、計数に誤りはなく、適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績と財政状況を正確に表示しているものと認めました。

また、現金、預金の管理についても適正に行われていることを確認しました。

2 審査意見の総括

審査過程での総括所見をお聞きして今後の経営改善に期待をします。

(1) 平成 30 年度は 1,617 万 3,000 円の純利益となりました。

当年度分未処分利益剰余金は 4 億 6,785 万 3,000 円となっています。

今後とも健全経営のために、経常経費の削減、有収率の改善など、企業努力を望みます。

(2) 経常的な滞納者が見受けられますので、より一層の徴収努力を望みます。

(3) 平成 28 年度から有収率が改善していますが、今後も老朽化した配水管の更新を進め、また漏水箇所を修繕することで有収率の向上に努力してください。

以上です。

○議長 審査結果の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、本案については、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いいたします。お諮りします。

日程第 18 議案第 15 号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 19 議案第 16 号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 20 議案第 17 号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 21 議案第 18 号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 22 議案第 19 号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 23 議案第 20 号 令和元年度中川村水道事業会計補正予算（第 2 号）

以上の 6 議案を議会会議規則第 37 条の規定により伊勝議題としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第 18 議案第 15 号から日程第 23 議案第 20 号までの 6 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、議案第 15 号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明をいたします。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ 2 億 7,280 万円を追加し、総額を 36 億 2,190 万円とするものであります。

第 2 条 地方債の変更は、第 2 条 地方債の補正によるものであります。

今回の補正予算は、歳入では平成 30 年度決算確定見込みによる繰越金の増額、今年度普通交付税の額の確定による増額、保育の無償化に伴う保育料の減額と副食費の追加ほか、補助金、交付金等の決定内示に伴う補正などであります。

歳出では、プレミアムつき商品券関連事業費の追加、繰越金の基金への積み立て、その他補正の伴う予算の調整でございます。

詳細につきましては事項別明細書でご説明をいたします。

1 ページから 4 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正は、款、項ごとの補正額及び補正後の合計額であります。

5 ページをごらんください。

第 2 表 地方債補正は変更で、基幹集落センタートイレ改修工事の変更増に伴い緊急防災・減災事業債の借入れ限度額を増額するものであります。

以下、事項別明細書の歳入から説明をいたします。

8 ページをごらんください。

8 ページ、8 款 自動車取得税交付金の 200 万円の減額と 9 ページ 9 款 環境性能割交付金 200 万円の新規追加であります。本年 10 月 1 日からの自動車取得税の廃止、環境性能割の導入に伴い歳入科目を組みかえるものであります。

10 ページ、11 款 地方特例交付金は住宅ローン減税、自動車税等の減収補填に係る交付金であります。173 万 3,000 円の追加、子ども・子育て支援臨時交付金は保育の無償化に係る臨時交付金で、まだ具体的な金額は示されておりませんが、10 月以降の減収補填分として 839 万 5,000 円を見込んで計上いたしました。

なお、本年度は臨時交付金として交付をされますが、来年度以降は普通交付税に参入されることとされております。

11 ページ、12 款 地方交付税は、本年度分の普通交付税の額が確定したことから 1 億 6,421 万円を追加するものであります。普通交付税は前年度より 5,768 万 3,000 円の増となっておりますが、基準財政需要額の中で基準単価が増額となった部分、それから臨時財政対策債への振りかえ分が減ったことなどで増えております。

12 ページの 14 款 分担金及び負担金の農業費分担金 32 万 5,000 円は県単緊急農地防災事業に係る地元負担金で、段ヶ沢長岩井の水路改修事業の 2 カ所分であります。

児童福祉費負担金は、10 月からの保育無償化に伴い 3 歳以上対象児童 115 人分の保育料として 1,023 万円を減額するものであります。

13 ページ、16 款 国庫支出金の保健衛生費負担金 6 万 5,000 円は、未熟児養育医療費等国庫負担金の追加。

国庫補助金の総務費補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金 161 万 6,000 円は、広域連合情報システム改修費等に係る負担金であります。

プレミアムつき商品券事業補助金 382 万 7,000 円は、市町村が上乘せをするプレミアム分 20%分と事務費に対する補助金の追加であります。

14 ページ、17 款 県支出金の保健衛生費負担金 3 万 2,000 円は、未熟児養育医療費に係る県負担金の追加。

県補助金の社会福祉費補助金、地域福祉総合助成金 375 万円は、さきの議会全員協議会でご説明をいたしました新たに開設を予定しております通所型介護サービス施設整備に対する県の補助金で 2 分の 1。

子ども・子育て支援事業補助金 89 万 3,000 円は、保育無償化に伴うシステム改修費等に係る補助金であります。

林業費補助金の森林づくり推進支援金 24 万 9,000 円は、小中学校の木育授業に対する補助金の追加。

森林造成事業 130 万円は、村有林整備事業に対する補助金の増額。

野生鳥獣総合管理対策事業 75 万円は、有害鳥獣駆除活動で使用する無線機に対する県の補助金で、補助率は 2 分の 1 であります。

木質バイオマス循環利用普及促進事業 7 万 5,000 円は、ベレットストーブ購入に対する補助金で、補助率 4 分の 3。

観光地等魅力向上森林景観整備事業 43 万 6,000 円は、林道黒牛折草峠線沿線の景観整備に対する補助金で、それぞれ補助金の内示、交付決定等があったため補正をするものであります。

15 ページの 18 款 財産収入、立木売り払い収入 30 万円は、村有林の間伐材の売り払い収入の追加。

物品売り払い収入 60 万円は、今年度予定をしております巡回バスの更新に伴い既存バスの売り払いの収入であります。

16 ページ、20 款 繰入金は 7,700 万円の減額であります。当初予算では役場及び学校関係の情報機器等更新のため高度情報化基金の取り崩しを予定しておりましたが、前年度繰越金の確定見込みにより余裕財源ができたこと、また既存の基金につきましては本年度中に目的用途等を含めて見直しを行う予定であるため基金の取り崩しを行わないこととするものであります。

17 ページの 21 款 繰越金は、前年度繰越金の確定見込みにより 1 億 4,709 万 4,000 円を追加するものであります。

18 ページ、22 款の諸収入であります。雑入 1,843 万 9,000 円の追加であります。

06 の消防団団員安全装備品整備等助成金 50 万円は、消防団等公務災害補償共済基金からの助成金で、消防団員の雨がっぱの購入に充てるものであります。

22 の消防団員公務災害補償 8 万 9,000 円は、団員の訓練中の負傷等の治療費に係る共済金であります。

保育所事業副食費の 135 万円は、保育料無償化に伴い 3 歳以上児の副食費として月

額 3,000 円を徴収するもので、該当児童 75 名分を見込んでおります。

なお、さきの全協で説明をいたしましたとおり、国の基準額につきましては 4,500 円ですが、上伊那郡下の市町村統一として 1,500 円分を市町村が負担することとし月額 3,000 円を徴収することと、保護者負担の逆転現象が生じないように低所得世帯や多子世帯等の軽減措置、また長欠の調整については従来どおり配慮していくということでございます。

92 のその他、振興課の 150 万円ですが、北島用水の頭首工の修繕工事に係る中部電力からの負担金であります。

93 その他、保健福祉課関係 1,500 万円ですが、プレミアム商品券の売上金で、1 人 2 万円分、延べ 750 人分を見込んで計上しております。

19 ページの 23 款 村債であります。第 2 表 地方債補正でご説明をいたしました変更によるもので、590 万円の追加であります。

続いて歳出についてご説明をいたします。

20 ページの 2 款 総務費であります。庁舎管理費の修繕料 75 万 8,000 円は、庁舎非常用発電装置のバッテリー交換等に係る修繕料。

委託料 11 万 7,000 円と工事費のうち 583 万 5,000 円がありますが、これは今年度計画をしております基幹集落センタートイレの改修工事費の増額によるものでありますが、詳細設計に当たりまして高齢者や障害者に配慮し玄関周りのバリアフリー化や建具の入れかえ、それに伴う外壁工事等を行うため増工するものであります。

地域おこし協力隊エアコン設置工事 49 万円は、協力隊員の増員に伴い庁舎 2 階の事務室にエアコンを設置するものであります。

2251 企画総務費の財源組み換えは社会保障税番号制度システム改修に係る補助金の充当であります。

2275 地方創生推進事業補助金 525 万円は子育て世帯住宅取得及び 3 世代同居等住宅新增改築等の支援事業補助金で、申請件数が増えたことによる追加であります。

2279 プレミアム商品券事業、事業費 7 万 8,000 円は、対象世帯への通知用の封筒の印刷代、委託料の 1,875 万円はプレミアム商品券の精算に係る商工会への委託料であります。

21 ページの 2401 村営バス運行事業、需用費の 80 万円は、巡回バスの修繕料の追加。

10 の諸費、防犯対策費、公有財産購入費 342 万 3,000 円ですが、これは、さきの全協でご説明をいたしました県が新たに建設を計画しております駐在所の用地を村が確保するための用地の取得費であります。

防災対策費の 4 万 9,000 円は、村の職員の防災士等の資格取得にかかる負担金と職員以外の者の取得に対する補助金の追加で、今年度、一般の村民の方で資格取得の申し出をいただいております方が 3 名いらっしゃいます。

公共施設整備基金の積立金は、今後必要になる公共施設の建てかえ、改修等に備えて 1 億円を積み立てるものであります。

なお、既存の基金につきましては、全協でご説明をしましており本年度中に総体的に見直しを行っていく予定でございます。

02の徴税費、税務総務費の償還金、利子及び割引料20万円は、村民税の更正等による還付金の追加であります。

23ページの3款 民生費であります。社会福祉総務費、障がい者支援事業の補助金30万円は、障害者グループホーム開設に係る施設改修に対する補助金であります。

償還金、利子、割引料83万1,000円は、障害者厚生医療費国庫負担金の昨年度分精算による還付金であります。

老人福祉事業の補助金750万円は、全協でご説明をしまして新たに計画をされている総合事業、通所型サービス事業の施設整備に対する補助金であります。

児童福祉費の補助金11万4,000円ですが、一時保育事業に対する補助金。

償還金、利子、割引料の1万円は児童手当国庫交付金の前年度分の精算還付金であります。

24ページの保育所費の需用費と役務費は、みなかた保育園の屋根修繕料と高木の伐採費。

備品購入費は、片桐保育園の給食用の器具の購入費であります。

負担金89万3,000円は、保育無償化に伴うシステム改修に係る広域連合の負担金の追加であります。

次の子育て支援事業と児童クラブ運営事業の償還金、利子、割引料につきましては、いずれも子ども・子育て新交付金の前年度分の精算金であります。

25ページ、4款 衛生費、保健衛生総務費の人件費が増額となっておりますが、育児休暇を取得しておりました保健師1名が8月より復職したため追加をするものであります。

4809母子保健事業の扶助費15万円は、未熟児養育医療給付費の追加。

償還金、利子、割引料は、未熟児養育医療費及び母子保健衛生国庫補助金の前年度分の精算金であります。

4771水道事業費の負担金1,100万円の追加ですが、伊那田島駅付近に小河川を設置するための水道配水管布設がえ工事に係る村の負担金で、昨年の建物火災発生を踏まえ、周辺に水防水利がないことから新たに設置をするものであります。

次の環境衛生費の補助金70万円は、生活用水水源施設設置補助金で桑原地区1世帯に対する補助金であります。

27ページ、6款の農林水産業費、農業費ですが、農業振興事業補助金の損単農業担い手支援事業53万6,000円は、追加要望による増額。

それから、豚コレラ緊急対策事業補助金15万円は、県内の養豚場が実施する豚コレラ予防対策事業に対して県と市町村がそれぞれ2分の1ずつを負担し、県の養豚協会を介して補助を行うものでございますが、横前の長野県SPF種豚センターの動力噴霧器購入に対して補助を行うものであります。

5110農業・観光交流事業、報償金は、首都圏における物産展の販売員に対する報償

費の追加。

鳥獣害防止対策事業、補助金150万円は、先ほどご説明をいたしました有害鳥獣駆除活動に必要な無線機8台の購入について、村の農作物有害鳥獣駆除対策協議会に対して補助を行うものであります。

農地費の村単農地事業、工事請負費150万円ですが、北島用水頭首工の修繕工事で、中部電力と地元用水組合、中川村との申し合わせにより、村が工事を発注し、費用は中部電力が負担をするものであります。

補助金100万円は、ずく出し協働事業の追加要望により増額をするものであります。

28ページの林業費、林業振興事業費の委託料251万円は、木育推進事業、東小学校の木育活動の事業であります。1万円の追加。

観光等魅力向上森林景観整備事業50万円は、林道黒牛折草峠線沿線の森林整備で、県補助金の追加内示による増額であります。

次のライフライン等保全対策事業200万円は新たな事業ですが、幹線道路沿線の道路用地外の山林の支障木等伐採を行うものであります。これは、県の森林づくり県民税活用事業の中でメニュー化された事業で、県への補助金要望を上げておりますが、予算の枠がありますので、つくかどうかは未定であります。補助金がついた場合は本採の追加補正を行いますが、つかなかった場合には村単独でこれは実施をしまいたいと思っております。

林道管理事業の委託料50万円は、林道四徳東線の倒木等の伐採の委託料。

村有林管理事業の委託料405万1,000円は、陣馬形山周辺の村有林整備に係るもので、整備面積の増、作業道開設延長の増等により増額をするものであります。

7款 商工費の商工振興事業、補助金、事業用施設の新増設奨励金19万2,000円。商工振興事業は、小売業の店舗、設備等の拡張、改修に係る補助金で2件分100万円の追加と消費税引き上げに伴いつれてってカード協同組合が実施をいたしますキャッシュレス消費者還元事業に対する市町村の上乗せ補助3%分の23万5,000円の追加。

観光事業の補助金20万円は、ふるさと名物開発事業補助金の追加。

地場センター管理事業の修繕料20万6,000円は、チャオの老朽箇所修繕費であります。

30ページ、8款 土木費ですが、道路維持管理費の委託料と工事請負費の追加、合わせて500万円は、地区要望及び現場調査により道路等の維持修繕工事費を追加するものであります。

公園管理費の修繕料の92万円は、大草城址公園の桜の支柱の設置、階段、遊具の修繕等であります。

31ページ、9款 消防費の非常備消防費、災害補償費の9万円は団員の訓練中の障害治療費に係る共済金。

修繕料30万円は、消防車両、ポンプ等の修繕料であります。

消防施設事業、補助金の4万7,000円は、地区が設置をする消火栓ボックス等に対

する補助金の追加であります。

32 ページの 10 款 教育費であります。教育委員会事務局費は、職員の時間外勤務手当 20 万円の追加と、補助金 19 万 6,000 円は北海道中川町の中学生派遣交流事業への参加者の希望が多かったため 2 名分を追加するものであります。

小学校費、東小学校管理費の委託料 1 万 1,000 円は、教室エアコンの設置により受電容量が増えたことに伴う電気設備保安管理業務委託料の増額。以下、西小学校と中学校の管理費の委託料も同じであります。

小学校管理費の修繕料につきましては、学校施設の修繕料の追加。

中学校管理費の役務費、手数料 38 万 5,000 円につきましては、エアコン設置工事に伴いまして取りかえが必要となったトランスの処分料であります。

工事請負費の 30 万円は、校内への電話設備の増設等の工事費であります。

33 ページ、中学校教育振興費の補助金 6 万 6,000 円は、女子バレー部と陸上部の中体連県大会出場に対する補助金。

社会教育費の歴史民俗資料館管理事業の修繕料につきましては、特別展示室の換気扇の修繕料。

アンフォルメル美術館管理事業の修繕料につきましては、ひさしガラスの屋根の修繕料であります。

最後に、34 ページ、予備費として 9,052 万 3,000 円を追加し、予算の調整を行うものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

まず、議案第 16 号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 30 万円を減額し、予算の総額を 4 億 4,470 万円とするものです。

最初に歳入ですが、国 6 ページをごらんください。

繰越金が確定したため 20 万 3,000 円減額し、繰越金の予算総額を 719 万 6,000 円とするものです。

国 5 ページの国保税で予算額を調整しました。

続いて歳出ですが、国 7 ページをごらんください。

歳入額を予備費で調整し、予備費の予算総額を 831 万 3,000 円とするものです。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第 17 号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 250 万円を追加し、予算の総額を 6 億 4,550 万円とするものです。

最初に歳入ですが、介 5 ページをごらんください。

国庫支出金は、平成 30 年度介護給付費負担金と地域支援事業補助金が確定し、合わせて 120 万 3,000 円が追加交付となります。

介 6 ページの支払基金交付金についても交付額が確定したことにより 290 万 4,000 円が追加交付となります。

介 7 ページの県支出金についても交付額が確定して 86 万 5,000 円が追加交付となります。

介 8 ページの繰越金が確定したため 260 万 8,000 円を減額し、繰越金の予算総額を 442 万 2,000 円とするものです。

介 9 ページの諸収入で予算額を調整しました。

続いて歳出ですが、介 10 ページをごらんください。

歳入額を予備費で調整し、予備費の予算総額を 428 万円とするものです。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議案第 18 号 19 号及び 20 号について提案説明をいたします。

まず、議案第 18 号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 70 万円を追加し、総額を 1 億 9,170 万円とするものです。

歳入は、1 ページにありますように、前年度からの繰越金の確定による 70 万円を追加します。

歳出は、6 ページをごらんください。

7801 総務費は、上下水道運営審議会委員報酬の 2 万 4,000 円を計上し、7 ページの予備費を 67 万 6,000 円増額して収支調整したものであります。

続いて、議案第 19 号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 34 万 2,000 円を追加し、総額を 1 億 3,134 万 2,000 円とするものです。

歳入は、1 ページにありますように、前年度繰越金の確定による 34 万 2,000 円を追加します。

歳出は、6 ページをごらんください。

7901 総務費は、上下水道運営審議会委員報酬 2 万 4,000 円を計上し、7 ページ、予備費を 31 万 8,000 円増額して収支調整するものであります。

続きまして、議案第 20 号 令和元年度中川村水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

今回の補正は、収益的支出では総係費の不足を計上するものです。

資本的収支では、一般会計からの繰入金を財源とする配水管布設工事費を計上するものです。

予算書本文第 2 条で収益的支出、営業費用に 2 万 4,000 円を追加し、支出総額を 1 億 1,329 万 4,000 円とするものです。

また、第 3 条では、資本的収支、資本的収入の繰入金に 1,100 万円を追加、資本的支出の建設改良費に 1,100 万円を追加し、収入総額を 1,837 万円、支出総額を 9,363

○保健福祉課長

○建設水道課長

万円とするものであります。

収支の不足額は7,524万円になりますが、勘定留保資金等で補填することとします。

7ページ、予算実施計画明細書をごらんください。

収益的支出ですが、営業費用の総係費に上下水道運営審議会委員報酬2万4,000円を増額します。

続いて、8ページの資本的収入ですが、一般会計補正予算からの繰入金1,100万円を計上しました。

9ページ資本的支出では、建設改良費の配水管布設がえ工事に1,100万円を追加するものであります。今回の工事につきましては、昨年、伊那田島駅付近で発生した火災に対応するため配水管を延長するものであります。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定のキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきます。提案説明とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
まず、議案第15号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第16号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第17号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第18号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第19号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第20号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。
〔午前11時34分 休憩〕
〔午後0時58分 再開〕

○議 長 会議を再開します。
日程第24 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
7番 桂川雅信議員。

○7 番 (桂川 雅信) 私は、一般通告質問書に基づきまして質問をしたいと思っております。まず最初に「半の沢の谷埋め盛土計画について」です。
この件に関する質問は全部で4項目ありますが、1から3までは谷埋め盛り土計画設計に関する問題です。
最後の4番目は盛り土の管理に関する問題になっています。
1から3までまとめて質問いたしますので、ご回答をお願いします。
4番目は、また別に質問させていただきます。
最初に、県の技術検討委員会の結論はJRの意見を取り入れたままで終息したこととなっておりますけれども、この内容は決して下流域の安全を保障したのではなく、改めて村として検証するべきであると考えます。
私は、昨年11月に技術検討委員会宛ての意見書を提出し、JRの当初案について詳細な批判的論証を行い、専門家である委員にしかるべき判定をするように意見を述べてきました。この意見書には、JRの全面盛り土案に対して、私は台形盛り土による道路築造を対案として提示しておりますけれども、技術検討委員会では私の対案については検討された形跡はありません。JRが最終形として提出した設計案は、当初設計案に対する私の意見をかわすためにあれこれの変更をしておりますけれども、相変わらず全面盛り土の形態を変えようとしておりません。技術検討委員会の議論の中では、私が主張したように盛り土内の地下水が上昇することや土木構造物の100%の安全は誰も保証できないことを認めているにもかかわらず、小渋川隣接地で谷埋め盛り土を強行しようという無謀なものであり、私は、下流域の住民の安全のためには、この計画は断じて容認できません。技術的問題をここで詳細に述べるつもりはありません。

んが、大きな問題点に絞って指摘をしておきます。

J Rは盛り土内地下水の上昇を認めておきながら、盛り土の安定計算は相変わらず2次元縦断面で行っております。しかし、地下水が上昇した際に盛り土崩壊の主要な要因となっている盛り土底面でのフリクションレス、土中の摩擦抵抗力がなくなる現象ですけれども、この現象についても全く理解しておりませんし、無視しております。阪神・淡路大震災を初め地震時や豪雨時の盛り土内間隙水圧が上昇した際に大規模盛り土が滑動崩落する現象は、この盛り土底面でのフリクションレスが要因となっていることは既に明らかになっています。

一方で、J Rの計画は、私の批判を受けて小渋川の氾濫による盛り土の洗掘やウォッシュロードの地下水排水管への流入を避けるため、底面をソイルセメントにより残土を固化することとしています。あたかも安全を重視したかのような計画ではありますが、小渋川の氾濫や逆流による影響を阻止しようとしただけで、盛り土の安全性はさらに悪化していることを委員の専門家も無視してしまっています。

盛り土底面のフリクションレスによる滑動崩落は、盛り土の高さに対して盛り土の底面が鍋底型のように幅広になればなるほど危険度が増大します。したがって、谷埋め盛り土で盛り土の底面を上昇させるほど盛り土の安定性は悪化することになるわけです。

あわせて、谷埋め盛り土は緩斜面ほど滑動崩落の割合が高くなることが報告されています。J Rの計画では、盛り土の底面となる現地盤面は当然下流に向かって勾配がついており、その角度は平均で約 5.7° でありました。これは私の計算です。この勾配は、阪神・淡路大震災による盛り土崩壊の統計では震度6弱以上の地震で滑動崩落する割合の高い傾斜となっており、極めて危険度の高い盛り土と言わねばなりません。

残土をソイルセメントで固化した部分も現地盤面とは基盤排水層で分離しており、滑動崩落の危険性を免れないだけでなく、ソイルセメント上段勾配は約 0.3° と、逆に大変水がたまりやすくなっています。

私ここで滑動崩落という言葉と盛り土の崩壊という言葉を使っていますが、実は、この2つは全く異なる現象を指しております。今回の私の質問の一番最後に説明をつけておりますので、一度それをご参照いただきたいと思います。

盛り土の崩壊というのは一般に見られる盛り土の崩壊でありまして、盛り土の一部分が崩れるような形です。これは盛り土の中の土の摩擦力が耐えられなくなって崩壊してしまうという現象です。

しかし、滑動崩落というのは盛り土の底面が滑ってしまう、これは地下水の上昇によって、あるいは地震の際に間隙水圧が上昇して盛り土全体が底面での摩擦が少なくなる、あるいはゼロになるために全体が滑り落ちるという現象でありまして、実は、この現象はもう全国で地震時にたくさん見られております。

このことは、ちょっと参考資料をまた見ていただきたいと思います。

実は、この滑動崩落と盛り土の崩壊という現象をJ Rは意図的に混同しているということを私は申し上げたいというふうに思います。

2番目、J Rの計画では、住民が被災することを想定しているのに、住民にはそれを隠して説明しています。

技術検討委員会の結論では、J Rは盛り土の崩壊は軽微であるようなことを述べていますけれども、そもそも根拠となる計算自体が意図的であります。

さらに言えば、盛り土完成後の管理計画には長野県現場必携を管理基準案として記載しておりますが、そこには盛り土内地下水が盛り土高2分の1以上、あるいは時間雨量20mm以上、累積雨量100mm以上になれば住民避難の連絡をすることになっておりますが、これこそ私が指摘してきたように土木構造物に100%の安全はないことをJ Rが認めて住民避難の基準を示したことになります。この基準を運用するならば、土砂災害警戒情報が発表されるような状況、あるいはそれ以下でも、その都度、渡場地区の低段の住民は避難を余儀なくされることになります。しかも、その指示を出すのは村役場であります。累積雨量100mm以上などは昨年だけでも2度発生しており、盛り土内地下水位が盛り土高2分の1以上なども含めて、今後は頻繁に発生することも予想されます。

そもそも村がこの管理基準を認めるということは、わずかな確率であっても住民が被災する可能性を示した計画であることを認めることであり、これが現実に発生したときには、J Rや県ではなく、村も被災の責任を負わねばならなくなるはずであります。盛り土の崩壊による災害は人的災害であり、住民と村は本来被害者であります。被害者である村が村民から責任を追及され指弾されるような決定をするべきではないと考えます。

J Rと県は、8月23日に行われた村のリニア対策協議会では管理基準については報告せずに隠蔽したままでありました。渡場地区の説明会では、住民から管理計画を指摘されて、J Rは渋々、管理基準案の存在を認めています。住民にとっては最も重要な情報を隠したまま了解を取りつけ、あとは責任を村に押しつけようとする態度は許されるものではありません。

盛り土構造では十分な安全を装いながら、一方の管理計画ではいざというときに住民避難を呼びかける仕掛けを残しておくというのは、住民を欺く欺瞞的手法にほかなりません。

このような計画を受け入れることは、将来に重大な禍根を残すことであり、絶対にやめるべきであることを主張します。

村として、このようなJ Rの提案を受け入れるとは表明していないはずであります。改めて村長の見解を問います。

盛り土の専門家への意見聴取には対案も盛り込むべきである。

昨年9月定例会で村長は、技術検討委員会の結論が出ても、村として盛り土の専門家に意見を求めてから最終判断をすると約束しています。

私は、技術検討委員会に昨年11月7日付で専門家として意見書を提出しており、その中で、J Rの当初計画に対する問題点を述べながら、県道を盛り土により築造するんのであれば、台形盛り土により内部に管理用通路と水路を設置すれば流域の地下水が

たまらない安全な盛り土による道路築造ができると主張しておりますが、この提案については、技術検討委員会では検討がなされておられません。したがって、私の提案とJRの計画案をそろえて盛り土の専門家に提出して判断を仰ぐべきと考えますが、どうでしょうか。

我が国の盛り土の研究は京都大学防災研究所の研究成果により飛躍的に前進しており、平成18年の宅地造成規制法の改正にも大きな影響を与えております。JRの計画は、このような成果に学んでいないだけでなく、単に残土処分量をできるだけ増やしたいだけの計画にほかなりません。

私は、残土処分や谷埋め盛り土を一般的に否定しているわけではありません。谷埋め盛り土でも、直近に河川、集落、道路、鉄道など、盛り土が崩壊した際に、あるいは盛り土が滑動崩落した際に甚大な被害を及ぼす可能性がある場合には計画すべきではないと指摘しているのです。このことは、技術検討委員会への意見書でも繰り返し述べております。

前述の阪神・淡路大震災における大規模盛り土の滑動崩落現象や全国の盛り土の崩壊について、京都大学防災研究所はその知見を蓄積しており、真に第三者的な立場での意見を求めるのであれば、私の対案も含めて当該研究所での検討結果を尊重すべきであると考えます。

村としては、前村長からの約束のとおり、県道のトンネル残土を利用して盛り土による道路築造が目的でありますから、完成後も地域住民に安心感を与える道路にすべきでありますから、より安全な盛り土を目指すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

4番目、盛り土の管理は県が永久に責任を持つことを工事前に確定させること。

盛り土の形態がどのようなものになるにしても、盛り土全体の管理は村では行わないことを9月定例会で村長は明言しておりますが、このことをJRと県が最終的に履行するためには、盛り土工事の着手前に予定地の土地の所有権をJRあるいは県に移転する必要があると考えます。それは、盛り土工事の前条件として土地所有権をJRあるいは県に移転しなければ、土地所有者は盛り土の管理責任をいつ問われることになるかわからないからであります。

そもそも半の沢の盛り土の管理について、前村長が未来永劫盛り土を県が管理することを約束したことからこの盛り土の話が出発しているにもかかわらず、県はそのような発言はしていないと翻したものであります。この件について、県は盛り土の設計ができてから検討することにしてはいたはずでありますけれども、既に1年以上経過していることとなります。技術検討委員会へのJRと県の説明では、盛り土完了後10年間はJRが盛り土管理を行い、その後の管理を県が引き継ぐことになっておりますが、盛り土完了時には既に県道の道路指定がなされていますので、村や個人の地権者は、道路法による命令を避けるためにも、所有権を工事前に移管しておかなければならないのです。道路法による命令とは、指定された道路が損壊を受けるような事態になった際に、その要因を除去するために道路管理者である県知事が土地所有者に対して除

去命令をすることであり、土地所有者は命令に従う義務が生じてしまいます。村長は、このことを理解しているのでしょうか。

また、技術検討委員会の資料を見ていると、盛り土上部の水路は村の管理であるかのような記述がありました。これもおかしな話で、盛り土上部に設置された水路は盛り土構造の一部であって、村の所有物ではないはずで、安全管理上も問題のある盛り土上の水路の管理など村が引き受けるいわれはないはずであります。このことについて委員会で村側は異議を出さなかったのでしょうか。

あわせて、盛り土の最上流に設置予定の土砂吐き工という名の堰堤の管理も含めて県が管理するように、この施設を含めた全ての盛り土関連用地の所有権を工事着手前に移転すべきであります。この堰堤は盛り土と県道を防衛するための施設であり、盛り土構造の一部でありますから、これを村が管理することになれば、堰堤が土石流で突破されて県道が損傷し人命が失われることになれば、村が重大な責任を負わねばならないこととなります。もちろん日常的な管理責任も負うことになってしまいます。このような問題が発生しないように、盛り土と関連施設の管理は、その一切をJRと県が負うように工事着手前に確認すべきであり、土地所有権の移転は、そのための絶対条件であります。

さらに盛り土管理で言えば、JRは盛り土工事完了後10年経過後に盛り土が安定していれば、引き継いだ県はモニタリングを中止すると述べていますが、そもそも盛り土が安定しているかどうかを盛り土の変位計データや水位観測データを10年後まで調べて判定するなどというのは、およそ専門家ならばかかっていると考えるはずであります。盛り土の変位は時間とともに継続しており、10年経過したから大丈夫などというものではありません。数十年あるいは100年以上の単位で経過観察すべきものであります。

また、盛り土内の地下水位は排水状態が悪化すれば上昇することは当然であり、地下排水管の目詰まり現象は、むしろ時間経過とともに増大するのでありますから、水位観測は永久に行う必要があります。10年経過で中止するなどというのは、JRも県も盛り土崩壊のメカニズムを何も理解していない、あるいは知らないふりをしているだけでなく、技術検討委員会の専門家と言われる人たちがこの指摘を何もしなかったこと自体が理解できません。むしろ地下排水管の目詰まり現象は10年後以降のほうが高まるはずであり、JRの提出した管理計画は盛り土が危険な状態になってから水位観測を中止するという言語道断のものであり、村は絶対に受け入れるべきではありません。

県は、このような永久に近い管理をできない、あるいはやりたくないと考えて、みずから引き継ぐ際にモニタリングをしないということにしたのであれば、大変危険で無責任な管理計画と言わざるを得ません。県が永久に盛り土の管理でこのようなモニタリングをしたくないのであれば、私に対案として示した台形盛り土による道路築造に転換すべきであり、村長として県にそのことを提言してはどうでしょうか。

○村長 幾つか一度に——一度についていうか、ご質問いただきましたので、その都度戻って

お答えをさせていただければと思っております。

まず、半の沢への谷埋め盛り土の問題についてでありますけれども、盛り土構造が十分な安全を装いながら、管理計画ではいざというときに住民避難を呼びかける仕掛けを残しておくという住民避難を欺く手法であると、このような計画を受け入れることは将来に重大な禍根を残すためやめるべきであると、村長の見解はどうかということをお聞きしたいかと思っております。

桂川議員、7番議員さんの提案されました台形盛り土の案につきましては、技術検討委員会では議論されていないというふうに思います。これは、ご質問を出されたかと思っておりますけれども、J R 東海が設計をして、長野県が提案をした全面盛り土に対しての技術検討委員会であったかと思っておりますので、その議論の中では7番議員の提案した台形盛り土は議論の対象ではなかったというふうに思っております。

それから、滑動崩落の起きる現象につきましては、7番議員のご指摘がありますように、どんな状態で滑るのか、地すべりの起こった各地で研究をしている専門学者の方の考えを半の沢の大規模盛り土に当てはめてご意見を伺うことを考えております。

J R 東海も盛り土安定計算の標準的な考え方として道路土工事の盛り土指針にある2次元の解析円弧方法、これが桂川議員が指摘をされた方法、指摘をされておるやつだと思んですけど、解析円弧方法で盛り土下部を改良して常時、地震時にも安定率を確保できるというふうに計算から導いたというふうに説明があったところであります。

もし仮に——仮にというか、J R 東海は滑動崩落が大変危険だというか、そういうご指摘の中で、3次元の解析をJ R 東海が行っているとすれば、その結果を聞いてみたいと思っておりますし、この解析の過程って非常に難しいですので、断面の解析円弧法でも、その計算式、我々ではよく理解できません。そういうことでもありますので、3次元に至っては難しいわけですから、解析をしていく過程はともかく、この2次元解析の結果との比較をもししておるとしたら、ぜひ示していただきたいというふうに思っております。

安全管理につきましては、大規模盛り土をしなれば、確かにそもそも不要なことであります。しかし、橋梁にかわる盛り土の上に、橋梁はもう直さないよということでもありますので、橋梁にかわった盛り土をして、その上に道路を築造するということになるならば、盛り土内の地下水位上昇を監視して避難勧告を、もう上がってくれば避難勧告をするということは、下流の住民に責任を負うという立場の村とすれば、降雨の状況も含めてですけど、これは責務が発生することになるのではないかとこのように思っております。

半の沢の盛り土がなくても、豪雨による住民避難の勧告、避難指示は、下流の地域には今後出されていくもんだというふうに思っておりますので、1つは、そういうふうにお答えをさせていただければと思っております。

それから、盛り土の意見聴取には対案も盛り込むべきであるということをございます。

技術検討委員会で検討されましたJ R 東海の盛り土案につきましては、これは技術検討委員会の委員、4人の専門、大学の先生方でありました。委員以外の専門の科学者の意見をお聞きするというふうにしたいというふうに申し上げてまいりましたので、7番議員の道路築造の案につきましては、専門家学者への依頼が、この方、専門の先生が受けてくださると、検討しますというふうに決まった時点で、7番議員のほうからの説明を加えて、そちらのほうで同時に進めていただければよろしいのではないかとこのように思います。これで違う角度から両方のものが見えるということであるかと思っておりますので、そのようにお願いをしたいと思っております。

それから、最後でありますけれども、やはり一番、永久に責任を持つということのために、もし仮に盛り土を管理せざるを得なくなった場合に、県がやっぱり道路として——道路としてというか、永久に責任を持つべきであるということ、そのためには工事の着手前にこの状態を確定させる必要があるというご質問だったかと思っております。

半の沢全体に盛り土を行うことを前提に今まで検討してまいりました。もちろん、桂川議員の示されました台形の盛り土、このことについてもリニア対策協議会でも議論をいたしましたし、桂川議員みずから長野県、そして大規模砂防の盛り土の技術検討委員会、この両者にこの案についてはどうかということをお聞きされておることは私も承知をしております。

県は、盛り土全体を管理するというのを、最初は道路、長野県は県道としての管理に限るということをお聞きしておりましたが、全体を盛っていくという案になってから、技術検討委員会の議論が深まる中で、県はどういうふうな態度が変わってきたかという、これは、長野県としては道路と一体として管理をしていくというふうなリニア対策協議会でも申しておりますし、これはつい先ごろの8月23日の中川村リニア対策協議会でも回答ありましたし、その前でもそういうことは言っております。そして、8月28日の渡場地区の皆さんを対象にした今度の盛り土案の説明会でも、長野県はこのことを明言しております。であるならば、村は所有権を長野県に移転することで道路部分と一体の盛り土の管理と監視が長野県の責任のもとに永久に続くことになるというふうに考えます。これは、仮にこうなった場合にはという前提で桂川議員がおっしゃったとおりだと思っております。

盛り土の完成後、最初の10年が経過した段階で、長野県は技術検討委員会、これは管理を前提とするための組織だそうではありますが、この検討委員会で盛り土の安全性を検証するとともに、施設を引き継ぎ、引き継いだ後の管理体制も検討していくというふうに言っております。この検証の結果、県の条件を満たせば、盛り土は長野県に引き継がれるということは明示をされてきておるところであります。当然、引き継ぎ後もモニタリングを行い、監視を続けるべきでありますし、長野県も認めておりますし、J R 東海も言わずもがなでありますけれども、最初から議員もご指摘の間隙水圧、この高まり、2分の1以上になったらどうかという、その2分の1っていうのもどういうところから導かれたっていうのは非常に難しいわけでもありますけれども、間隙水圧の高まり、つまり水位が高くなっていくことだと思っております。この高まりですか、

盛り土の移動など、ちょっとしたずれといたしますか、こういった移動などがあった場合、こういった異常が認められたら村に連絡をして対策を講じてもらおうと、こういうことは当然のことだと思いますし、これは道路管理者としての責任ですから、当然これはやってもらわなきゃ困ると思っております。

したがいまして、J R 東海が今の案で長野県に引き継いだとして、長野県も管理の検討委員会がこれでいいだろうというふうに答えたとしても、集水井が、3 m50cm という直径の集水井が6本入ります。それから監視のための観測井っていうやつも何本か当然抜いております。ちょっと具体的な本数は覚えておりませんので申し上げられませんが、水位が高くなってきたときどうするのかということにつきましては、集水井に揚水ポンプをもうあらかじめ設置して地下水位を下げる、つまり抜くっていうこと、そういった仕組みも必要ではないかというふうに思われます。もちろん、時間がたてばたつほど、いわゆる不織布というやつが目詰まりを起こすということは、最初から起こしやすんだということは桂川議員のご指摘のとおりかというふうに思っておりますので、なるべく——なるべくというか、今の考えられる技術の中で、それはならないような仕組みでやっていただくしかないわけでありませうけれども、やっていただくっていうか、県、J R 東海は考えているんでしょうけども、揚水ポンプを入れて排水をする、その仕組み、そして、そのために必要な電気設備、こういったものはJ R 東海の管理期間中に設置を求めていきます。当然のことだと思っておりますし、これを県に引き続き引き継いでいくように、私どもとすれば細かいところで要求をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○7 番 (桂川 雅信) 幾つか確認したいんですが、今おっしゃっていた中で、1つは、J R に3次元解析をやったかどうか、やっていけば出すようにというお話がありましたけれども、J R、私の今までのほかの地域での環境影響評価技術委員会に出した意見書の中でも、J R は3次元解析はやっていません。やる必要もないっていう判断をJ R はしておりますので、今回はしていないと思います。しかも、今回の報告の中でもJ R が出している説明資料でも、2次元縦断面での円弧滑りの計算しかしていません。これは、やるつもりがないっていうふうに私は考えています。

ただ、委員だったからかもしれませんけれども、100%安全ではないっていうことは認められているので、全員が認められたようですから、結局、そのための対策として避難の話、管理基準の中に住民避難の項目を入れて、その基準を入れたということだろうと思います。だとすれば、これはJ R 自身がそういう危険性があるということを確認したということになりますから、その問題については、もう一度、これはJ R に直接問い合わせるべきだというふうに思います。どういう、例えば100mm 雨が降ったときに、累積ですね、それから時間雨量20mm のときにどういった危険性を考えているのかと、つまり、これって何かの計算がしていなければ出てこないはずなんですよね。ですから、そういう問題をきちんと出してほしいということでもあります。

少なくとも、J R は今3次元解析をやっていません。やってもいいんですけども、

やった結果でも、多分大丈夫ですっていう結果は出るかもしれない。でも、私は100%安全じゃないっていうふうにはずっと申し上げているので、このことは京都大学防災研究所の出した報告書の作成にかかわった人たちの中でも同じ意見です。土木構造物は100%安全じゃないから、例えば地震起こったときに3次元解析でやって大丈夫な所でも滑り落ちる可能性は十分あるわけで、そういうことを考えれば下流域にいろいろ障害が起こるようなものがある場合は、それはやめるべきだというのが私の意見ですから、そのことをちょっともう一度念頭に置いてJ R に話をさせていただきたいと思ひます。

もう一つ、管理の問題ですが、ちょっと村長の今の回答の中で余りはっきりしなかったんですが、工事着手前に所有権を移転するということがよろしいですね。ちょっとそこところがはっきりよくわかりませんでしたので、そこをもう一度お答えいただきたいと思ひます。

○村 長 3次元解析という話で、実は、そういった方法あるのかなあと思ひてインターネットを調べていたら、どこかの大手の土木研究所かゼネコンの研究室だと思ひんですが、数値を入れて、こういう状態のときにはこうというか、何か解析ができるという、そういうソフトがあるみたいでして、もちろん、それはソフトの一端を紹介して、どうですか、使いませんか、幾らですよって、こういうふうにするんだと思ひますけど、そういうことからいきますと、恐らく3次元の解析っていうのは、桂川議員はご承知のとおりなんだろうけど、あると思ひます。当然あるでしょうし、できるんだと思ひます。

それで、J R 東海も当然何もしないでやっているわけじゃなくて、釈迦に説法なことはいませんが、埋め土の土質——土質っていうかですよ、土質ですか、あるいは埋める所の箇所のボーリング、地下水がどのぐらいだとか、N値じゃないや、柔らかさっていうか、そういったものを全部データで逐一とってありますから、じゃあそれをした上でどういうふうに行っていくのかっていうことを考えているはずですから、私たちに示したのは円弧法の2次元解析だったわけですけど、これは、本当にやっているのかどうかっていうことは問い合わせをいたします。

それとともに、最終的には、長野県は、この盛り土をした部分については、県として引き継いで管理をしていくと、こういう意思ははっきりしておるというふうに思っておりますので、であるならば、その盛り土をしようとする土地は3者、3人おります。中川村が一番大きいわけでありまして、あと土地所有者、個人の方2名いらっしゃいますので、こういった皆さんの当然同意がなければ、これは勝手に埋めるとかいう話ではできませんから、こういう意味から言ったら、この計画の案が具体的に、下流の皆さんも同意し、違う専門家の先生もこの案であればこれでいいだろうと、むしろ、もしかしたらこういうふうには直せと、直すのであればいいという条件があるとしたら、それを飲んだ上で、合意の上で、村としては、何度も申し上げているとおり、私はゴーサインを出さざるを得んだろうと思ひますので、その段階では当然道路を築造することになりますから、当然所有権は移転をするっていうことが前提だと

○7 番 いうふうに考えております。

○7 番 (桂川 雅信) もう少しははっきり言っていただきたいんですが、全面盛り土にしても大規模盛り土にしても、盛り土の構造物全体の土地、かかわる土地、所有権、そこを工事始まる前に移転すべきであるっていうのが私の意見です。それは、先ほど来、何度も申し上げましたが、工事が完了してからでは、今度は道路管理者のほうが非常に権限強いです。これは、河川法と道路法っていうのは、非常に日本の法律の中でも非常に権力の強い法律ですので、出来上がってしまえば今度は道路管理者の思いのままになります。ですから、これは絶対に工事完了させる前、つまり工事が始まる前にきちんと地権者から所有権を移すということをしないと、私は、そんなに県は信用しないほうがいいと思います。出来上がってしまえば、もちろん県の思うとおりにやりますから、ですから、そこのところは余り信用せずに、きちんと所有権の移転を主張したほうがいいというふうに思います。

○村 長 早速、仮定の話として、このことは県には伝えていきます。当然、盛るとしたら、その前に所有権は全て県のものとした上でおやりください、これが条件ですということは申し上げていきます。

当然、あとの民間の2名の方の同意も必要だと思っておりますので、そうしないと一体的な整備はできるはずがありませんので、ちょっと県としては、場合によってはハードルが高いかなとは思いますが、これはこちらの理由ではありませんので、よろしくをお願いします。

○7 番 (桂川 雅信) もう一つ、専門家の先生に意見を聴取するという点ですが、私も大規模盛り土の案について出すつもりでおります。それから、もう一つ、村側っていうか、JRからどれぐらいの資料が出るかわかりませんが、盛り土の専門家ですので、かなりいろんな注文が出てくると思います、こういう資料も出してくれとか。私も出すつもりでおります。それから、JRのつくっている盛り土案についても私の意見も出すつもりでいます。ただ、もう一つ、やっぱり現地を一度見ていただきたいと、その専門家の先生にも、どういう状況でこの盛り土をしようとしているのかっていうことを、ぜひその先生に見ていただいて、その上で判断をしていただくというふうにしていきたいと思います。その上で私の大規模盛り土のほうがいいというふうに先生がおっしゃるのであれば、そういうことも含めて村のほうから県に申し上げていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○村 長 できるだけ長野県が技術検討委員会に出した資料そのものを、これを渡してほしいと、あるいはこれを専門家の先生にお見せしますよという、そういう前提で了解をとった上でやりたいと思っております。それが1つと、図面だけではきっとわからないと思うんです。いずれにしても、私どもも直接お聞きをしたいっていうこともありますので、結局、一遍、中川村のほうにおいでいただいて、半の沢の形状ですとか、何といたしますか、土地の状態だとか、小渋川との関連だとか、こういったことも現地を見ていただくっていうことが一番必要だと思っておりますので、そういうふうにお願いをしてまいります。

○7 番 (桂川 雅信) それでは次の質問に移ります。

2番目「災害時に一人の犠牲者も出さないために」、これ、私は、このテーマでは今までにも過去2回行ってありますが、今回はちょっと別の視点から質問いたします。それは消防団員の退避基準案をつくらうということであります。

東日本大震災時の津波災害により水防活動に従事する者の多くが犠牲となり、安全確保の徹底を前提とした水防活動の実施の重要性が改めて認識されています。このため、平成23年の水防法改正では、水防計画について津波の発生時などの危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものとするを規定しています。平成23年の水防法改正の第7条第2項では「都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。」ということを書いています。このことについて、本年5月に国土交通省は、危険が迫った際に活動を中止する基準の策定に着手したと伝えられています。消防団員の退避基準がないため逃げおくれ被害につながると判断したからであります。

国の調査では、全国から抽出した223団体の2,230人を対象にアンケートを実施し、半数越えの回答を得ました。その結果、34%の団体は「基準がない」、35%が「基準はあるが十分ではないと感じる」としており、団員の25%は災害時や訓練中、川に流されるといった危険を感じた経緯があると答えました。

昨年7月の西日本豪雨では、特別警報を受けて退避したものの、漏水が起きた堤防の応急処置で再出動した事例も見られています。実は、この事例っていうのは大変危険な作業でありまして、本来やってはならない作業であります。退避基準がきちんと確定していれば、こんな作業、実はしないはずなんですけれども、このような危険な行動を実は実際にやっていたというところに退避基準の策定をしなければいけない理由があります。

国土交通省は、退避基準の早期公表を目指して作業を急ぎ、水防活動を監督する市町村に地域版の基準作成を促したいそうではありますが、国からの指示を待つまでもなく、村や消防団員の命を守るために早期に退避基準の策定に取りかかるべきであります。幸いにして、他県では見本となるような退避基準やマニュアルが作成されており、素案でもよいので早く策定して実際に運用してみるもののほうが大切であると考えます。

参考までに、岐阜県の安全管理マニュアルの表紙と目次を添付しました。岐阜県では、このマニュアルの運用を開始してさまざまな課題も浮き彫りになっているようでもありますから、基準策定を前提として実態を学ぶことから始めてはどうかと思います。

退避基準を策定した際の運用について重要な点を指摘しておきます。それは、退避基準の内容を現場の指揮官、リーダーだけが理解していればよいということではなく、出動する全ての団員が基準をよく熟知して訓練を受けていることが大切であるという点であります。特に、退避基準については、教育訓練は非常に重要なポイントでありまして、なぜなら、団員だけでなく多くの住民が災害の予兆現象について体験あるい

は経験がないからであります。

例えば、河川やため池の破堤については多くの団員が体験していないはずでありますし、破堤の前兆現象など見たことのない人が多数であります。大雨時の河川の越流による浸水は、上流の河川水位観測によってほぼ予測可能であります。越流がないからといって破堤もないとは限らず、破堤の前兆現象を見逃してしまったために消防団員が災害に巻き込まれてしまうことも起こり得ます。堤防をパトロール中に前兆現象を発見した際に団員がどのような行動を瞬時にとるべきかは、団員と住民の生命を守る重要な点になっていると私は考えます。

予兆現象の体験がないという点では、土砂災害は特に留意をする必要があります。土砂災害は土壌中の水分量によって引き起こされるもので、これは雨が収まったからといって警戒を解いていいわけではありません。土砂災害のうち表面流出によるものは降雨とともに引き起こされますけれども、地下浸透水によって発生する土砂災害の前兆現象は日常的に斜面の状態を観察していないと判断がつきにくいこともあり、繰り返しの教育訓練が必要であります。これは2次災害を防止する上でも大切な仕事でありますので、団員の命を守る上でも、退避基準の策定と、その教育訓練を急ぐべきことを提言します。

大切なことは、災害時にパトロールや避難誘導に当たるべき消防団員が逃げおくれ命を落とすことがないようにするという点であります。村の貴重な人的資源を災害時に失うことがないように、防災活動の責任者としての村長の見解を聞きたいと思えます。

○村 長 今、消防団は、伊南という地区を中心にして水防訓練を行っております。それは、現在、昔はいろんなことをやりました。木に土のうをくくりつけて流して、これをよけにして、はねにしてっていうんですか、水流を弱めるというようなやり方もやりましたが、今は改良土のう積みだったかな、そういう訓練もやっております。

桂川議員のご指摘の件でありますけれども、これから大雨が降って予測不可能な状態というのは十分考えられるわけでありまして、そういったときに見回りして、正義感といいますか、団員のやっぱり訓練のあれだと思って一生懸命活動していたところが、逃げおくれるということは十分考えられます。そうなる前に逃げろというのがまず第一の指示でありますけれども、じゃあどういうふうになったときにはどこまで監視をして、どういう状態になったら逃げる、あるいは水防活動もここまでやったら、こういう状態になったら逃げるということは、やはりこれはマニュアルとしてきちんとつくって、それで団員に徹底していくっていうのがよろしいかと思っておりますので、そういう意味で言ったら安全管理のためのマニュアルを、岐阜県の例があるようでありますので、ぜひこういったものを基準に策定を検討していきたいというふうに思っております。

ただし、やっぱり、なかなか団も、今、私どものところでも150人ぐらいの団員しかおりません。こういった皆さんが広い中川村の流域、水防活動に全て監視をしたりっていうことは非常に難しいわけでありましてけれども、自分たちの周りですとか、団の

指示では——団というか、団本部の指示でここへ行けというふうな、ここを守れというふうな支持が当然出るわけでありまして、監視も含めて、こういった基準は、身を守るということも含めて、これからマニュアル化も含めて考えてまいります。

○7 番 (桂川 雅信) ぜひ退避基準の策定に力を注いでいただきたいと思います。

3番に移ります。3番は、これまで私が提案してきました条例改正あるいは制定を伴う提案の処理についてであります。3つあります。全部読み上げませんので、項目だけ読み上げますので、ご担当になっているところ、あるいは3番目は村長だと思えますが、ご回答いただければと思います。

1番目は、中川村開発事業の調整に関する条例の一部改正、これは私が6月議会でミニ開発の問題について取り上げましたけれども、新しい条例を制定するというよりも今ある条例の部分的な改定で済むはずですというご指摘をしたと思えます。

2番目、消防団の待遇改善と会計の明朗化について、これも今回、全協にも出ておりましたので、私は消防団の活動改善の一歩として歓迎したいと思えますけれども、まだ明朗化を求められる部分があるんじゃないかというのが私の意見です。

それから、3番目、地下水保全条例の制定について、これは6月議会で私が提案しましたけれども、村長からは研究したいというふうに回答がありましたので、研究するためにどの程度スケジュールを考えておられるのか、ご回答いただきたいと思います。

○建設水道課長 それでは、一番最初の中川村開発事業の調整に関する条例の一部改正についてお答えいたしたいと思います。

一定規模を超える開発行為につきましては、都市計画法に基づく都道府県知事の許可が必要ですが、これに満たない開発事業につきましては、個別の法律等に該当する場合は別として、法的な申請、届け出義務は求められておりません。

こうした中、都市計画法の開発許可の規模に満たない土地開発事業について、独自条例で事前協議あるいは届け出を義務づけている自治体もあります。

当村の開発事業の調整に関する条例は自治条例と都市計画法の2つの性格を有しております。現行の条例は都市計画法の開発許可範囲と重複をしている部分もあります。

本条例で全ての開発事業について届け出を義務づけ、村が処理していくっていうことは非常に困難でありまして、本条例を見直していく場合においても関係法令との整合性を含めて総合的な見直しが必要であると考えております。

当村では、県の景観条例による規模に満たない土地の形質変更や建築物、工作物等の建設等については、中川村美しい村づくり条例において事前の届け出を義務づけております。必要に応じて助言、指導を行うこととしております。当面は、美しい村づくり条例の中で事業の把握と助言、指導を行ってまいります。

美しい村づくり条例による届け出義務につきましては、建築業者に対しては接道確認や上下水道確認の折に説明し、再度徹底をしてまいります。

また、村民へは広報や総代会等を通じ周知をしてまいります。

○総務課長 それでは、2番目の質問につきまして回答させていただきます。

まず、通告書にありました出張旅費ということではありますが、分団や部の会計を見る限り、そちらからの出張旅費の支出はないというふうに把握しております。村外での訓練等に対しまして、村から参加した団員個々に費用弁償として支出はしておりますが、村の公金の支出でありますので、当然監査委員にも見ていただいております。ところでありまして、いわゆる書類等の問題というものはないのかなというふうに思っております。

団の会計のさらなる明朗化ということでございますが、分団や部に専任の事務職員というか事務担当者を置けない以上、これ以上金銭処理に手間がかかるようなことを求めるわけにはいかないのかなというふうに思っております。

また、分団や部の会計は、それぞれ自主的な管理をされているということでありまして、何らかの形で会計の報告は行われていると思っておりますし、もし行われていないのであれば、そのように指導はしてまいりたいというふうに思います。

再三、各所でご指摘をされておりますように、いわゆる報酬手当の代理受領のような形が問題だというようなご意見もあろうかと思いますが、そういうふうになっているからこそ中身を明らかにするという意識が働いておるのではないかというふうに思っております。それなりに明朗に努めていただいているものと思っております。

○村 長 地下水の保全条例の制定についてスケジュールをどういうふうに考えているんだということでございますけれども、まず、前回のご質問についてかにいただきましたけれども、超党派で水・地下水を保全するという法律を率先してつくる原動力になられた元国土交通省の方をぜひ呼びをしてお呼びをして勉強会を開きたいなと思っております。その際には、ぜひ間に入っていただければありがたいなというふうに思っております。それをやった上で、これは年度内にやるつもりですけど、それをやった上で、条例制定についてはそれ以降かな、つまり来年度の話かなというふうに、そんなスケジュールでございます。

○7 番 (桂川 雅信) 最初の開発事業の調整に関する条例の問題ですが、私の提言をちょっと取り違えていらっしゃるんじゃないかと思いますが、私が6月議会で取り上げたことは、今ある開発事業の調整に関する条例をきちんとやろうとすると、つまり、建築面積が例えば300㎡以上のものについては、これこれの届け出、これこれの内容の指示をするというふうになってはいますが、建築面積300㎡以上かどうかっていう判断をどこでされているのかということをおは6月議会で申し上げたはずで。つまり、今のシステムでは、建築確認申請に関する資料は何も村には上がってきていないはずですので、建築面積が300㎡以上なのか未満なのか、そのこと自体がわからない、なので、そこだけでも変えたらどうですかというのが私の提案だったと思います。つまり、それほど難しい改正ではなくて、今、条例で定められている基準を判断するためにどうするのかということですから、それはそんなに難しい改正ではないと思います。つまり、くっつけばいいだけですので、そのことをちょっと検討していただければと思います。

あと、消防団の会計の明朗化については、今回の決算審査の中でも私は意見を述べたいと思いますので。

○建設水道課長 ちょっと建設水道課長さん、もう一回お答えいただきたいと思います。

美しい村づくり条例ですと、一応、建築確認というか、そういった建物自体が申請の届け出が必要になってきております。そういった中で、この開発調整条例では、先ほど申しましたとおり、都市計画法の一部が結構色濃く出ておりますので、そういった意味では、まず届け出をしてもらって確認をするという作業の中では、美しい村づくり条例で対応していけるのかなというふうに考えています。

○7 番 (桂川 雅信) すみません。都市計画条例で対応できるんですか。これは、要するに、開発事業の調整に関する条例の中で、例えば建築面積300㎡以上についてはこれこれこれの指示をすることになってはいますよね。ですから、私が言いたいのは、300㎡以上なのか未満なのかということはどうやって判断しているんですかって申し上げたんです、6月議会では。つまり、何も資料がないので判断のしようがないでしょうってことを僕は申し上げたんであって、その資料を収集すべきではないですかってことを申し上げたんです。そうしないと、この条例は生きてこないですよ、今ある条例自体、そのことを申し上げたんです。おわかりですよ。

○建設水道課長 全てではありません、確かに。ただ、ほとんどのものが一応建築確認申請のときに村のほうに上がってきます。ただ、民間を使った場合には後でまとめてこちらに来るもんですけど、一応、ただ、美しい村づくり条例の中では、面積云々ではなくて、一応全部出してもらうようになっておりますので、それを、先ほど申しましたとおり、接道の確認だとか上下水道の際には、そういった確認作業が一緒になってはいますので、その際には、そういった面積等の確認がとれています。

○7 番 (桂川 雅信) わかりました。私もちょっと収集不足のところがあるかもしれませんが、継続してこの問題、勉強させていただきます。

4番目、もう時間がありませんので、4番目の問題は6月議会で話題になったテーマであります。建築・設備関連の設計業務に関する問題の再発防止策については、行政側から提案が出ておりました。私たちも、その再発防止策そのものは異論ないわけですが、根本的な問題は役場内の専門技術者の不足という点にありますので、この問題を解決しないと同じ問題がまた再発するのではないかというのが私の意見です。

ここに書いてありますことは多分読んでいただいていると思いますので、この問題については副村長にもいろいろ私からの意見を申し上げていますので、副村長からちょっと見解を述べていただきたいと思います。

○副 村 長 7番議員、ご質問というか、ご指摘をいただいたとおりでございます。県の住宅供給公社にも確認をいたしました。公社のほうでは、これまでも村の関係は、村営住宅の関係で、建設の関係で施工監理ですとか設計、あるいは買い取り方式のものについては公社に委託をして建設をしていただいていた村が買い取るということで、公社とのつながりは過去にも協力をいただいております。そんな中で、公社のほうでは住宅以

外の公共建築物につきましても事業の計画、設計、工事発注、施工段階でのさまざまな技術支援業務をやっているということで、ご指摘いただきました設計・施工監理業務の積算も可能ということでありますので、また、これらの業務を個別に依頼することも可能ですし、複数の案件業務を年間通じてパッケージとして依頼することも可能ということであります。

今後、来年度以降、事業計画を立てる段階の中で技術支援が必要な業務を拾い出して、公社のほうへの委託について検討してみたいというふうに思います。

また、近隣の自治体との広域的な取り組みというようにつきましては、各市町村それぞれ需要等も違うと思いますので、広域の会議等でそんなご提案というか、話題提起をしながら、ほかの市町村の状況もお聞きをして検討していきたいというふうに思っております。

○7 番 (桂川 雅信) 時間がありませんので、一言だけ提案申し上げておきます。

小さな町村の場合は、建築業務がそれほどいつもあるわけではありません。伺ったところでは、建築課のほうに伺いましたけれども、振興局の、同じような問題を抱えているところは、やっぱり町村では幾つもあるそうです。そういう問題を逆に言うと、きちんとより集めて公社に依頼をするということもあり得るのではないかということを考えております。公社の方に伺ったら、そういう形で提案していただけるのであれば私たちも対応しますということをおっしゃっていますので、ぜひ、村だけでも大変だったならば、広域できちんと話し合っていていただいて発注をするようなこともご検討いただければいいなというふうに思います。

以上です。

○議長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

次に、3番 松澤文昭議員。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した一般質問通告書によりまして2つの質問をしたいと思います。1つ目としまして「村の住宅政策について」ということで、特に村営住宅の売却による定住促進についてということをして1つ目の質問をしますし、2つ目は(仮称)中川村農業観光交流センターの運営方針と組織形態及び将来ビジョンについてということをして質問したいと思います。

最初に、村の住宅政策、特に村営住宅の売却による定住促進について村の方針をお聞きしたいというふうに思います。

中川村でも人口減少対策の一環として村営住宅の建設が進められております。村営住宅の建設は、一時的な人口減少対策の効果であっても、人口減少対策におきましては大きな効果があるというように私は思っております。

しかし、村営住宅も次第に老朽化をしていきます。そういう中で、村に住みたくても新築物件を探して村外に転居してしまう住民もいるというふうなことも聞いております。したがって、現在村営住宅に入居していて村に住みたい住民に対して、今後も村に居住してもらうために村営住宅を売却する政策を検討する必要があるんじゃないかというふうに私は考えております。

村営住宅の売却につきましては、クリアしなければならない課題が多くあると考えますけれども、政策として可能ならば、定住促進政策として検討すべき政策であると考えておるわけであります。

まず最初に聞きたいのは、先ほど申しましたように村営住宅の売却につきましてはクリアしなければならない課題が多くあるというふうに私も考えているわけでありますけれども、果たして村営住宅の売却は可能なのか、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○住民税務課長 公共施設等の目的外転用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、耐用年数を経過した場合は譲渡することができることとなります。

村単独の起債を充当した村営住宅は、償還が終了後に売却が可能になると判断されます。

なお、売却する場合は行政財産から普通財産への変更等、地方自治法上の手続が必要になってきます。

○3 番 (松澤 文昭) 今、一般的なお答えがありましたので、ちょっと私もいろいろ調べてみましたので、それも含めていろいろ聞きたいというふうに思っております。

今話がありましたように、公共施設等の目的外の転用につきましては定義があるわけですね。財産処分をする場合には、転用だとか、転用といいますのは所有者の変更を伴わない目的外使用ということでありますけれども、転用するもの、あるいは譲渡ということによって所有者の変更をするもの、交換ということによって他人の所有する他の財産との交換をするもの、貸し付けということによって所有者の変更を伴わない使用者の変更をするもの、担保に供する処分ということによって処分制限財産に対する抵当権その他抵当権の設定をするもの、取り壊しということによって処分制限財産の使用をやめ取り壊すこと、廃棄ということによって処分制限財産の使用をとめ廃棄処分をすることとこの定義があつて、その中で、特に売却をするということになりますと、補助金、国からあるいは県からの補助金をもらったものと、それからそれ以外の、要するに単独で事業をやったものと扱いが私は違うのかと思つておるわけでありますけれども、そこら辺を踏まえて、村の考え方はどういうふうにお聞きをしたいというふうに思っております。

○住民税務課長 財源によって方法は変わってきますので、補助金の場合は、残存価格等、国庫へ残りの分を納付するということが出てくるかと思っております。

それで、あと、過疎債等になりますと、売却は可能にはなりますが、やはり決められた年数、経過年数及び償還年数を経過した後ということによって売却が可能となってくるということになります。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっと私の調べたものとちょっと違うかなと思つておるんですが、実は、補助事業の場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのがありまして、この第22条に「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。た

だし、政令で定める場合は、この限りでない。」という大前提があるわけですね。大前提があって、それが平成20年の5月の財務省の通達の中で「補助対象財産の転用等の弾力化について」という通達が出ておまして、「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね十年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。」と、当該財産処分の承認については、報告等をもって国の承認があったものとみなし、承認の際、用途の譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととすると、なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡、括弧して補助金適正化法及び減価償却資産に関する省令により減価償却資産が50万円以上の場合は相当する金額を納付する必要がある、貸し付けの場合は国庫納付を求めることなど、必要最小限の条件を付すことができるものとするというような通達が出ておるわけでありませう。これらを踏まえて、後ほどの、基本的に村でつくったものについては可能になると思えますけれども、補助金を受けたものについて、果たして私も売却が可能なのかどうか、補助対象財産の転用の弾力化についての通達は出ておるんですけども、これらを踏まえてどうなのかなあという疑問を持ったわけでありませうので、それらも踏まえて方向、村の考え方をお聞きしたいというふうに思っております。

○建設水道課長

一応、村営住宅をつくった立場でお答えをさせていただきます。

補助金の適正化に関する法律につきましても一部改正がされました。たしか平成20年だったと思えますけれども、それまでは基本的に目的外使用については全て、さかのぼって全て補助金を返すというような法律だったんですけども、人口減少対策等もあった中で、おおむね10年を経過したものについては、当初の目途っていうか、目標っていうか、そういったもくろみを大体処理したという形の中で、ただ、各省庁の通達、全ての省庁の通達があったんですけども、耐用年数、これでいいですよと村営住宅の場合の木造につきましては耐用年数が、財務省が出しています22年、公営住宅につきましてはコンクリートの土木構造物で50年だと思えますけれども、そういった償却年数を勘案して、減価償却した後で財産価値が省庁によっては50万円以上、ものによっては100万円以上っていうのはちょっとあったような気がしましたが、ある程度やっぱり金額が違いますけど、そういったことがございました。そういった中で、もし売却が可能っていう形になれば、補助金が入っているものについては補助金等の適正化に関する法律のもとに金額を算定して、また、そういった届け出が必要になるかと思えます。

あと、また、村営住宅につきましては、ほとんどが過疎債を入れて単独事業としてつくってきた経緯がございますので、そちらにつきましては、議員ご指摘のとおり、総務省の出しました公共施設等の総合管理計画がありましたので、それによって、補助金でなくても、単独でつくったものについても同じようなことができるようになるというようなことで承知をしておまして、それについては、木造につきましては22年なんですけれども、その10年という文句がありますのと、あと、起債の償還という

のがございますので、そこら辺を加味していけば、売却等については、そういった検討ができるのかなあというふうに、多分そういうふうに思います。

○副 村 長

すみません。ちょっと補足をさせていただきますが、公団の質問とも重複する部分があると思えますが、補助金を入れて整備をした住宅は、現在、牧ヶ原の公営住宅と教員住宅として管理したもののみであります。基本的に公営住宅については、公営住宅法で公営住宅と定めたものについては、一般に譲渡ということはありませんか、用途を変えない限りあり得ないわけでありまして、その他の戸建てで特に建てた住宅については全て単独での整備であります。

○ 3 番

(松澤 文昭) 大体話はわかりましたけれども、基本的に、もう一度確認をしますけれども、補助事業で建てた物件であっても売却が可能という判断でいいということでしょうか。

○副 村 長

先ほどご説明したとおりの基準の中での譲渡は可能ということでありませう。

○ 3 番

(松澤 文昭) それでは、売却が可能ということが確認をできましたので、続いて2番のほうの質問に入りたいと思えますけれども、村営住宅委の入居状況について、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○住民税務課長

現在、村営住宅は47戸のうち牧ヶ原ハイツが1戸、パークハウス滝戸が1戸あいています。マークハイツ滝戸は緊急避難用として通常あきにしてあるものになります。

公営住宅は、57戸のうち5戸あいています。

今年度は、退去の件数が例年に比べてとても多い年でありまして、4月から16件の退去があり、今後も4件の退去を予定しています。

現状となります。

○ 3 番

(松澤 文昭) 引き続き先ほどの補助事業の問題と関連するんですけども、村営住宅建設時におけます財源ですよ、補助事業を使ったか、あるいは村単独でやったかということも含めて、そこら辺の現況についてお聞きをしたいというふうに思っております。

○建設水道課長

村が建設及び管理をしている住宅ですが、牧ヶ原及び中組の公営住宅につきましては国からの補助金を活用しております。それから、教育委員会から移管されました中組ハイツ、牧ヶ原ハイツ、小和田上住宅についても国からの補助金を活用しています。それ以外の村営住宅につきましては、総務経済委員会等で説明をしてきましたが、国の補助金を充てるより、交付税措置により実質負担額が有利となる過疎債を充当し村単独事業として整備をしております。

○ 3 番

(松澤 文昭) 最初のほうの質問の中で補助事業あるいは補助事業があつて売却が可能ということでありましたので、引き続き、村営住宅の売却が可能ということがわかりましたので、売却をしようとする、その政策について、村の方針についてお聞きしたいと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、村営住宅に住んでおつて、老朽化して、そして、何とかこの村には住みたいんだけど、老朽化したので新しいところを探しておつても、なかなか村の売却方針がないために違う市町村へ転出をしてしまったという方の話も聞いておるわけでありませう。そういう中で、売却の

する方針について、村として考え方があるのかどうか、そこら辺のお考えをまずお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 一戸建ての住宅を売却の対象としていきたいと、用地込みであります。それが、これから住宅を求めている方、ここにいいところだとして引き続き住んでいきたい、こういう要望にかなうとするならば、人口減少の対策にも一定の役割を果たすだろうというふうに考えます。

売却する条件に付きましては、具体的にはまだ検討はしておりませんが、実はそんなような声もありまして、以前にもありました。これはできるんですよということで、沖町のアルプスビュー沖町にお住まいの方にお話をしたところ、いや、もう近くのところに土地を買って出てしまいましたと、そこをぜひ売ってほしいということで、戸建ての住宅ですけど、そういうことでありますので、課題を整理して、早くそういう、それぞれ条件が違いますけれども、整備をしていきたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 政策として考えてくれるということでもありますので、早急に方針を示してもらいたいと思いますけれども、その中で、特に売却条件についてどのような考え方を、今は決まっていなとは思いますが、基本的な方針につきまして、どんな考え方を持っているか聞きたいというふうに思っております。

○村 長 今申し上げたとおりで、具体的にこれから検討というところでもあります。とにかく、売るに当たっては、その方を優先するというわけにはいきませんので、公平に広告をして、ある一定の期間をもって、例えば売り値このぐらいでございませぬけど幾らでお買いになりますか、入札方式になるのか、非常に、これはまたやり方は微妙ですから、先進事例を研究した上で、やはり公平性、透明性だと思っておりますので、そういうふうに、そういうことから検討してまいりたいということでもあります。

○3 番 (松澤 文昭) 売却条件の中でちょっと考えにやいけなことは、退去時の修繕料だとか、そういうものをどういうふうに考えていくかっていうことは方向づけをしていかないと、なかなかうまく売却できないかなあと私は個人的に思っているんですが、そこら辺の考え方は今出ておるのでしょうか。お聞きをしたいと思います。

○村 長 現在でも退去をするときに修繕をお願いしているんで、このやり方がいいと、これはまずいですよという指摘もいただいておりますので、今はそんな恰好でやっておると。そのままの状態、それじゃあ、状態を不動産としての鑑定をして、ほいで、それで値決めをするのか、一旦全部直しておいてから、それから一、二の三で入札なり売却にかけるのかっていうことは、ちょっとそういうことも含めて、まだ全く白紙でございませぬ。すみませんが。

○3 番 (松澤 文昭) わかりました。早急に、また政策として立案をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それで、村営住宅に対する今後の方針、そこら辺について村の考え方をお聞きしたいというふうに思いますが。

○村 長 村営住宅の計画は持っておりますし、ごらんになった方もいるかと思っております。

も、集合住宅を2棟建設するというようになっておりましたっていうか、います。そのうちの1つのラ・メゾン中組は実際手をつけて建設をしたということでありまして、これは建設と同時に、心配ちょっとしたんですけど、おかげさまで6月までに、その年の、供用を始めてから、たしか6月だったと思いますけれども、全員の方に入っていただいたと、今も入っていただいております。

もう1棟については、需要の面などから、さらにちょっと研究の必要があるというふうに思っております。計画を立てたときと今を見比べてみると、実は集合住宅を立てたり戸建てを一気に建てた年の社会増減、自然増減を合わせてみますと、そのときというのは、過去は非常にぐっと人口が伸びて、しばらくその皆さんが子育てをしたりしながら、非常にインパクトのある政策ではあったんですが、実は、ラ・メゾン中組を見てみますと、一年間見てどうだったかという、実は、これがもう、そういうふうな域にありません。もちろん新しく転入された方によって社会増は図られましたが、やっぱり自然増減、社会減で出ていく、これらの差し引きをやりますと、やはりこの効果はなく、30年度はやはりマイナスになっておりますし、こういう実態もありますので、これから集合住宅としてどんと、あるいは戸別でもいいんですけど、建てていくことが、いつやる方がいいのかどうなのかというのは非常に迷うところがあります。

ただ、最近の傾向としては、世帯向け住宅に比べて単身の住宅の問い合わせが非常に多く来ているという状況でもありますので、また、住宅に入居して何年か過ぎましたら村内に定住できるように土地のあっせんできるとか、先ほどおっしゃったような、これは、もう当然分譲も将来的にはありますよというようなことでの施策、譲渡権付きの賃貸住宅っていうんですか、最初からそういう格好でつくって入っていただくということも方法としてはあるんでしょうし、また、前から議論してはいますが、空き家を求めて、しっかり耐震なり整備をして、これを賃貸していくという方法もあります。いろんな方法をやっぱり考えていくのがいいだろうと。ただ、ちょっと集合住宅タイプでもってつくっていくって時代ではないのかなという判断でおります。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほどの方針の中でも村営住宅を売却する場合には一戸建てをというような話があったわけでありまして。それで、今の答弁の中では集合住宅のこの話があったわけでありまして、やはり定住促進を考える場合には、一戸建て住宅の建設っていうのは非常に重要なことと私も思っております。ただし、入居者がいることが前提ではありますけれども、そういう意味の中で、一戸建て住宅の方針っていうのは方針がまだ出ていないのでしょうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○村 長 一戸建ての住宅の話っていうのは、ちょっとまだ出ていません。

ただ、ぜひここへというところで、地域によっては地区の活性化も含めて、戸建てでもいいからぜひっていうようなことをずっと引っ張っていただける、ラブコールというか、積極的に言っていたらいい地区もありますけれども、まだそこまでは至っていません。

○3 番 (松澤 文昭) 村営住宅に住んでおいて、中川村が好きで中川村に住みたいと希望している住民が村営住宅の老朽化等によりまして村外に転出してしまうということにつきましては、私は中川村にとっても大きな損失だというふうに考えておるわけでありまして、私は中川村にとっても大きな損失だというふうに考えておるわけでありまして、村営住宅に入居して中川村に住みたい住民に対して、今後も中川村に住んでもらうために村営住宅を売却する政策を進めることによりまして、1世帯でも多くの住民が中川村の定住してもらうことをお願いしまして、この問題につきましては政策を検討してもらえるとということでありまして、引き続き政策が立案することを望みまして、この部分の質問は終わりにしたいと思います。

引き続き2つ目の質問に入りたいと思います。

仮称でありますけれども中川村農業観光交流センター、以下交流センターというふうに申していきたいと思っておりますけれども、この運営方針と組織形態及び将来ビジョンについて村の考えをお聞きしたいというふうに思っております。

交流センターの設立につきましては、前村長のときにも平成27年の9月のときに一般質問をしたわけでありまして、そのときの答弁の中で平成28年度の予算に反映させたいとの方針が示されましたけれども、いまだに設立がされておられません。

全国の市町村で人口減少対策が進められております。しかし、効果が上がるような対策が進んでいないのが現状であります。

中川村でも急激な人口減少、あるいは高齢化の進行が予測されておまして、その対策が急がれておるわけでありまして、リニア開通が8年後に見込まれる中、このリニア開通を人口減少対策の好機と捉え、村の魅力を複合的に組み合わせ、働く場所をつくり、村の魅力を発見して発信して、村内で経済が循環する仕組みづくりを進めることが村の活性化につながって、村民が誇れる村になるというふうに私は考えておるわけでありまして、その中核的な組織になるのが私は交流センターではないかなあというふうに考えておるわけでありまして、これは非常に重要な組織になるだろうと私は認識しておるわけでありまして、したがって、交流センターの運営方針と組織形態及び将来ビジョンにつきまして、村の考えを改めてお聞きしたいというふうに思っております。

前段申しましたように、交流センターの設立につきましては、前村長は、平成27年11月ころまでには基本的な方向、方針を決定し、平成28年度予算に反映させたいとの意向が示されましたが、いまだに設立がされておられません。設立がされない要因につきまして村長の考えをお聞きしたいというふうに思っております。

○村 長 曾我 前村長の時代の一年間にセンター設立に向けて具体的な動きが当然なかったということになるわけでありまして、29年度の予算につきましては、どうも村長に立候補しないという考え方で29年度予算は編成をしたもんですから、次の村長を縛るものとして予算化をしなかったのかなあということも考えられます。

その後の今度は私の場合ですけど、農業振興っていうのをやっぱり一番の柱に確かに掲げて、公約として掲げさせてもらいました。曾我村長の時代から検討を重ねて、中川村の農産物を外に向けて売り出す拠点、どういったものがあるのか、観光農業

の振興だとか、農業体験交流、グリーンツーリズム、観光の案内などなどを担う農業交流センター、この設立を私自身は、当初からもこれが柱になると、絶対核になるというふうに思っていたわけでは実はないということだけは正直に申し上げたいと思っております。

私も曾我さんの時代から見ると、曾我村長2年、私はもう2年半という、こういうことになりますから、私のほうが責任重大だよということになるわけでありましてけれども、いまだに設立を見ていない一番の大きな要因でありますけれども、これから設立をしていく交流センターと既に稼働している加工施設つくっちゃオ、それから直売所でありますたじまファーム、これとの関係、これらを交流センターの部門に取り入れることも含めて、そして、もちろん農協、JAとの関係もあります。農協とは役割の違いが当然あるわけでありまして、これらを整理して、しかるべき方向を明確に打ち出す時期にはまだないと考えておったからかなあと、これは曾我村長ですよ、であります。

ただ、だんだん交流センターの役割についてご質問いただいたり、中でも検討する中では、やはり豊丘ですとか、そういった例を見るにつけ、どうしても1つ要るだろうなという、それはなぜかっていうと、やはり中川村が農業というものを財産にしながら、これを核にしていろいろ発展していく、その中心的なところになるだろうと、そういう意味であります。それが交流センターだからだということになるわけでありまして。もう一つ、法人としてつくる以上、経営っていうものは当然成り立っていかなければいけませんので、この収入をどうやって見込めるか、見込むのか、あるいはこういうことをすることによって確実に入ってくる、こういったことがないと、やっぱりなかなか、交流センターっていうのは単なる人寄せといいますか、何でも企画をして発信してっていう、こういう絵に描いたようなものになってしまいがちなんですけど、実際には、その中で実際動かしていくにはお金が必要ですし、何らかの収入がありながらということになるかと思っておりますので、そういったことを深く検討していく、こういう時間がやっぱり、まだ曾我さんのときはなかったんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、これは、くどく言いますが、そのことを踏まえて、今、大分、どの部門でそれを担っていくべきかという、大分細かいところまで詰めてきておるかなという気はしております。

○3 番 (松澤 文昭) 27年に私が質問してから4年ですか、やはり、そのときと今言った部分の環境の全体の部分が全く変わっていないんですね。結局、村がやる気あるかどうかだけだと私は思っているんですが、どうも今話を聞いていると、前段の部分が整理できなかったっていうことを言っているんですけども、もう、その当時から環境は変わっておりませんので、村の将来ビジョンの考え方の中に交流センターっていう考え方はなかったのかと私は考えておるんですが、そこら辺のところはどうでしょうか。

○村 長 すみません。曾我村長の時代からは振興課を中心にして交流センターっていうもの

の構想はあったと。ただ、私が途中で割り込んだわけじゃありませんけど、立候補した中では、ちょっと交流センター、農業振興のために、もっとここにあるいい農産物等をもっと外に向けて売っていったり、加工ももっとこういうふう盛んにしてという部門の切り口からやっぱり入って行って振興していけばいいんじゃないかという、そういう政策を掲げる中では、交流センターというものは十分勉強していなかったという、そういうことは申し上げたいと思います。

○3 番 (松澤 文昭) わかりました。その部分は、またおいおいにいろいろと聞きたいと思いますし、村長から前段話がありましたように、経営だとか、そういう部分も含めて、私の考え方も含めて、ちょっと議論していきたいと思うわけでありまして、引き続き、交流センターが設立をするというような大前提があるということでありまして、交流センターが設立されたことによって組織が目指す目的について、村として今どういうふうな考え方を持っておるかお聞きをしたいというふうに思っております。

○振興課長 村長の答弁と重複する部分もありますけれども、設立の目的につきましては、農業を中心としましたもうかる地域づくりと農業の継続を目指したいというものであります。農業観光等の地域資源の活用、また系統以外での農産物の販売、担い手等になります新規就農者の育成、また農地維持など、取り組みの中で法人のほうが動きやすい事業、また行政を補完して取り組む事業など、村や関係団体、農業者などが一体となって村づくりを1つの組織で取り組めるようなものを目指しております。

○3 番 (松澤 文昭) 今の答弁内容でいくと、農業、観光を含めて、イベント事業も含めて、全てのものを包含するような組織を考えておるといことでよろしいのでしょうか。

○振興課長 構想の中では、広くの内容のものを取り込んでということですが、当初からは全てのものはなかなか取り組めないかというふうに思いますので、取り組める内容のものから順次取り組んでいくというような考えであります。

○3 番 (松澤 文昭) わかりました。最初の組織形態がそういう全てのものを取り込んでいくという考え方につきましては、私も方向づけは一緒かと思っておりますので、この部分は、また後ほど詳しく聞いていきたいというふうに思っております。

それで、交流センターという形になりますと、先ほど村長の答弁にありましたように、どのような法人形態を目指すのかということが非常に重要になってくると私は考えているわけでありまして、村の若干資料を見させてもらいましたけれども、村としては一般社団法人として組織を設立したいというような考え方があるようでありまして、1つの方法として公社という考え方もあるのかなあというふうに思っておったわけでありまして、公社としての法人組織の設法の考えがないか、ちょっとまず最初にお聞きをしたいというふうに思っております。

○振興課長 90年代には全国で農業公社、農業振興公社といったようなものの設立が相次いだかというふうに思います。交流センターの予定している事業、先ほど申しましたような事業につきましては、設立された公社では多くの公社が取り組んでいるかというふう

に思っております。調べる中では、法人の形態についてはいろいろあるように聞いております。

今回設立を予定しております交流センターとしましては、主管庁の許可を必要とせず、また登記のみでできる一般社団法人の設立を今のところ予定しております。

○3 番 (松澤 文昭) 法人形態はそこまで追求する必要もないと思いますので、一般社団法人でもいいというふうに考えておるわけでありまして、一般社団法人として組織を設立する場合、幾つかの点で村の考え方を聞いておきたいというふうに思っておるわけでありまして、今話がありましたように、一般社団法人は設立時に資本金の支出の必要はなくて、従来に比べて個人や特定のグループのみの利益を目的としてよくて、事業内容に公益性がなくても設立ができます。そして、設立時に社員が2人以上いれば設立できますし、役員として理事を1人以上置く必要があります。ただし、大規模な一般社団法人は理事3人以上、監事1人以上、会計監査人を1人以上で構成する必要があるということになっておりますけれども、こういう一般社団法人として法人を運営する場合は、現場運営と、やはり理事会という組織の役割分担を私は明確にしておかないと、一般社団法人として本当の事業運営ができないんじゃないかなというふうに考えておるわけでありまして、そこら辺の役割分担について村の考えをお聞きしたいというふうに思っております。

○振興課長 一般社団法人におきましては理事と社員が兼任できるということでありまして、理事につきましては会社でいいますと取締役、また社員につきましては株主的な立場のほうになるかと思っております。また、一般的には、先ほど申しましたように理事3人以上を置くことで理事会、会社でいいますと取締役会が成立するということでありまして、

しかし、理事3人で必ずしも理事会といったものは開かなくてもよいということでもありますので、当面の運営につきましては、村の意向が反映できる形の社員総会、一般でいいますと株主総会の中で決めていくことがよいかあというふうに思っております。考えている中では、理事会と社員総会についてはほぼ同じような皆さんのメンバーになるかと思っておりますので、その中で即村の意向が反映できる形の運営になるかなあというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、法律上の中で理事を置きなさいよっていうことになっているんですね。今言ったように株主総会で済ませてしまえばそれでいいんだかもしれませんが、理事者がいて社員の株主総会だけで済ませちゃっていいのかなあというところの疑問があるんですけども、そこら辺の見解はどうでしょうか。

○振興課長 理事と社員につきましては兼任できるという決まりがありますので、それぞれの皆さんについては兼任をしていくことのほうが運営とかの判断も早くできるのかなあというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) そうすると、今の答弁でいきますと、社員がイコール理事という立場になるという形での考え方でいいのでしょうか。

○振興課長 役員等の機関設計については、詰めはこれからということですが、今のところは理事と社員はほとんどの方が一緒に、農業の代表者については理事かなというふうに今想定をしているところであります。

○3 番 (松澤 文昭) 引き続いて組織の点でお聞きしたいと思いますけれども、交流センターの現場運営の責任者っていうのが事務局長ということになろうかと思うんですけども、これらの人選について村の今の考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 あくまでも今の考えということですが、現場の運営責任者につきましては、当面、設立当初につきましては村の職員を配置することができればよいというふうに考えております。

また、補佐役としまして事務局長に農業振興推進委員を充てることを考えております。

すみません。申しわけありません。事務局次長に推進委員を予定しております。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、前段申しましたように、交流センターは村の活性化につながる中核的な組織になるんだろうというふうに私は考えております。したがって、村の将来ビジョンの実現するための重要な組織になるんだろうというふうに考えておるわけでありまして、したがって、組織として即断、即決ができる事務局長が必要だなあと私は個人的にいつも思っているわけでありまして、私は、そういう点では、私の個人的な考え方ですが、副村長がその任に当たるべきじゃないかなあと私は考えておるんですが、それらも踏まえて、ちょっと村の考えをお聞きしたいというふうに思っております。

○振興課長 先ほども役員体制とか事務局等の機関設計についてはこれからということですが、今いただいた意見を参考に、また詰めたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) とにかく、後ほど申しますけれども、私は即断、即決ができる組織にすると、このことが中川村の活性化のために非常に重要なポイントになってくると思っておりますので、そういう意味も含めて後段もちょうとお話をしていきたいというふうに思っております。

そこに理事の選任ということを書いてあるんですけども、先ほどの答弁の中で社員が理事を兼任するというような方針が出ております。そういう方針がありますので、この部分は省きますけれども、ただ、理事会はどうしても必要じゃないのかなあと、株主総会だけで終わらせちゃっていいのかなあとというふうに思っております。やはり理事会っていうのは、交流センターの本当のビジョンだとか、それから企画だとかを考える、やっぱシンクタンクだなあとというふうに思っております。それで、先ほどから申しましているように、理事会と、加えて現場の運営を即断、即決の中で任せられるような組織にするという、こういう体制づくりが必要だと考えておるわけでありまして、村の方針につきましてちょっとお聞きをしたいというふうに思っております。

○振興課長 また、その部分については、理事というか、取締役の選任の部分のことかなあとい

うふうに考えておりますが、理事につきましては株式会社の取締役に当たります者ということでありまして、具体的につきましては、想定の中では、代表理事につきましては村長を想定しております。

また、理事につきましては、村関係者等を2人、また農業者の代表1人の4人理事程度、また監事1人を充てることを考えております。

先ほど申しましたとおり、機関設計につきましてはこれからということで、今の想定ということで、よろしくお聞きしたいと思います。

○3 番 (松澤 文昭) 実質的な交流センターの組織運営のことについてお聞きをしたいと思いますが、交流センターの現場運営っていうのは、基本的には地域おこし協力隊が実質的には社員として事業を行っていくんだろうというふうに私も考えておるわけでありまして、1つちょっと疑問に思っておりますのは、国からの助成措置がある地域おこし協力隊員が一般社団法人で働くことが可能なのか、そこら辺の整理につきまして村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 地域おこし協力隊の社員っていう部分は、従業員っていうふうな解釈でよろしいですか。

○3 番 (松澤 文昭) そうです。

○振興課長 地域おこし協力隊の隊員につきましては、全国の市町村の中の一般社団法人で働いている方はたくさんいらっしゃいます。そういう中では、今回村の中で働いていただくことにつきましては問題ないというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 問題ないということですので、そのことはそれで運営できるかなあと思うわけでありまして、地域おこし協力隊員の任期終了後、交流センターの社員としてその方を引き続き雇用するのか、そこら辺の考え方が整理できておるかどうかが、村の方針をお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 地域おこし協力隊の希望にもよりますが、引き続き社員、従業員として雇用できるような体制整備のほうは図らなければいけないというふうには考えております。

また、隊員の中で新規就農や起業を目指す隊員がいた場合につきましては、その希望に沿った支援や指導もできるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 地域おこし協力隊の希望があれば引き続き雇用するというものになるという考え方であるとすれば、地域おこし協力隊の隊員であるときは国からのお金が来ますので、基本的に給与は要らないということになろうかと思っておりますけれども、地域おこし協力隊をやめて引き続き雇用するということになれば、基本的に給与が発生してくるということになるわけでありまして、先ほど村長から話がありましたように、交流センターも一般社団法人として経営ということが重要になってまいりますけれども、そうすると、ある程度交流センターの経営が軌道に乗った後でないと、なかなか経営的にも余裕がある状態になってこないということになるわけでありまして、そういう点で、後ほどまた詳しくは経営のことも含めて聞きますけれども、基本的に、協力隊員がなくなったとき以降の経営について基本的な方向づけっていうのを考えて

○振興課長 おるかどうか、経営的な部分でどういうふうを考えておるかお聞きをしたいというふうに思っております。

やはり給料等が払える収益事業を行っていかねばいけないというふうに思っております。今現在、振興課のほうで行っております農家民泊等の取り組みにつきましては手数料をいただいても少額ということでございますので、やはり収益事業としては直売もしくは加工といった部分の取り組みも取り組んでいかねばいけないのかなというふうに思っております。

また、農地の流動化の関係につきましては、各種の助成金等が今も別の団体等に支払われておりますので、そういうものも整備しながら、村の助成等も含めて給料が支払われるような体制づくりは必要というふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも経営の面も考えて、また後ほど詳しいことは聞きますけれども、方向づけをしていく必要があると思っておりますので、そんな点も頭に入れておいていただきたいと思うわけでありませう。

それで、公益性がなくても設立できる一般社団法人ですけれども、例えば非営利が決定されている場合や社員の教育が目的のための活動を行う場合は法人税が非課税になるというような大きなメリットがあるということも聞いております。したがって、交流センター設立後、運営が軌道に乗れば税制の優遇措置がある公益社団法人への移行を目指すことも必要かなあというふうには私は考えておるわけでありませうけれども、そこら辺も含めて村の考え方を聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 公益法人として認められるには、指定された23事業に該当するという部分ですとか、公営認定委員会の認定を受けなければならないといったところで、非常にハードルの高い法人ということでございますので、すぐ収益が大きくなっていくところも見込めない中では、まずは一般社団法人で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 当面はそういうことだと思われませうけれども、将来的にね、将来的に、例えば大きな事業ができてきて税制優遇を受けたほうがいいよということも含めて、そういうことの検討も必要かなあと思っておるわけでありませうけれども、そこら辺も含めてどうでしょうか。

○振興課長 正直言いまして、まだその段階まで想定できる状況にはないということでございます。

○3 番 (松澤 文昭) わかりました。

実は、まだこれからたくさん質問内容を用意してあるんですが、ちょうど切れるに、次からがちょうど事業内容でありますので、もう時間がありませんので、ここで私、また次回に続けて質問したいと思っておりますので、私の一般質問、ちょうど切れが、ちょうどあれて時間になりますので、次から事業内容についてちょっとまた詳しくお聞きをしたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わりとします。

○議長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時5分とします。

[午後2時52分 休憩]

[午後3時04分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 中塚礼次郎議員。

○6 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました2問について質問をいたします。

最初の質問になりますが、「高齢運転者の事故防止対策として、先進安全装備車・誤操作防止機器への補助制度導入について」であります。

高齢化社会を迎えた現在、高齢運転者による悲惨な交通事故は年々増加傾向となっております。運転免許証の自主的、説得による返納者は、最近では年に40万人を超える人が運転免許証を返納していますが、地方や中川村のような中山間地域では交通機関が衰退しており、大きな課題となっております。

内閣府の高齢社会白書では、60歳以上の人に外出時に利用する手段を尋ねたところ「自分で運転する車」と答えた人が56.6%もで、最も高くなったという調査結果を紹介しております。回答した年齢別では60歳代前半では78.8%、年代を重ねるほど割合は低くなり、80歳以上で26.4%にとどまる一方で、町村では68.8%となっており、地方では自動車に頼る実態が示されています。

2018年の65歳以上の交通事故死者数は1,966人で、前年より54人減っていますが、交通事故者数全体に占める65歳以上の人の割合は55.7%と高い水準であります。

平成30年度の長野県下の交通事故発生状況は、件数で7,251件、死者66人、うち高齢者は38人です。傷者、けがをした人は8,818人で、前年の29年度対比では件数で701件、死者数でマイナス13人、けがをした人では908人が減少となっております。

駒ヶ根警察署管内の交通事故発生状況は、30年度114件、前年対比では12件プラス、死者数は29・30年ともゼロであります。けがをした人は133人、前年に対して3人多くとなっております。それから、物損事故の件数であります。駒ヶ根署管内で1,107件、これは前年より53件は減っております。

中川村の状況でありますけれども、件数は6件、死者はゼロ、けがをした人は7人。

30年度の高齢者65歳以上の交通事故発生状況であります。長野県は1,871件、死者は25人、けがをした人は2,258人、駒ヶ根署管内では37件、死者はゼロ、けがをした人は45人、うち駒ヶ根は20件で、死者はゼロ、けがをした人が25人、飯島は8件、死者がゼロ、けがをした人は11人、中川村は1件、死者はゼロ、けがをした人は1件、宮田村は8件、死者はゼロ、けがをした人は8人という状況であります。件数で5件、死者で3人の増となっております。

駒ヶ根署管内事故の概況でありますけれども、30年114件のうち歩行者の事故であります。正面衝突6件、追突56件、出会い頭が23件、追突、追い越し時が1件、左右の折れの時の件数が6件、そのほか5件、単独が5件、こういった概況から、

とっさの場合への対応時の事故が 74.6%を占めております。

運転免許証の人口を見ますと、全国では総人口に対する保有者数の割合は 1.54 人に 1 人、保有者率 65.1%で、長野県では 1.39 人に 1 人、72.0%、免許保有率では全国順位では 1 位の群馬、山梨に次いで長野県は 3 位ということで 71.3%であります。高齢者の保有では長野県は 1 位ということで 20.5%、2 位が徳島の 19.9%、3 位が富山、高知、宮崎 19.8%となっております。

駒ヶ根署管内の免許証保有状況では、駒ヶ根市の保有率は 72.0%、長野県下 19 の市のうち 11 位であります。高齢者保有率は 66.7%。飯島の保有率は 74.4%で、23 の町の中で 11 位ということです。高齢者保有率 67.6%であります。中川村は 77.7%、35 の村のうち 1 位であります。高齢者保有率は 75.4%、宮田村は保有率 72.7%、35 の村のうち 16 位となっております。高齢者保有率は 68%。

以上の点から見ても、中川村では運転者の高齢化がますます進み、高齢者運転による交通事故の発生が大変危惧されます。

以上述べた現状から、中川村における高齢者運転の現状についてどのように考えられておられるかお聞きをいたします。

○総務課長

中川村についてということですが、一般論になりますけれどもご了承ください。

まず、高齢運転者による事故が増えている、これはもう事実であります、これは単純に言えば高齢ドライバーが増えたからということでありまして、超高齢社会の現実では、ある意味、当然といえば当然のことです。

議員、先ほど数字をたくさん教えていただきましたが、警視庁のデータになるんですけれども、いわゆる死亡事故の 10 万人当たりの発生件数というものがありまして、一番高いのが 10 代後半の 13.5、次いで 80 歳以上の 12.2、70 代は 5.4 で、実は 20 代と大差がなく、60 代に至っては 3.7 ということで 30 代～50 代と変わらないということになります。

議員のお話にもありましたが、交通死亡事故の総数自体は減少傾向でありまして、80 歳以上を含む全ての年代層で減少しているとのことでございます。

危険度ということから言えば、若い人も高齢者も実は同じということなのでありますけれども、若い人の数はどんどん減る一方で、高齢ドライバーは増える、もしくは減らないということが今の課題ということだということふうに思います。中川村は特にそれが顕著だということなんだろうと思います。

ご指摘のとおり、地方の高齢者にとっては、車は、もう生活に欠かせないものでありまして、そういうことからしても、単に免許返納を勧めればよいというものではないと思います。お話にもありまして、中川村の高齢者の免許保有率は 75.4%という非常に高率でございます。

もちろん、これから当面は高齢ドライバーがさらに増えてまいりますので、何らかの対策が必要だという点は間違いなからうということふうに思います。高齢ドライバーの皆さんには、まず、みずから助ける自助という意味で御自身の身体の衰えを自覚して、

意識してそれをカバーする運転習慣を身につけていただきたいと思います。そして、そのような運転を、昨今言われるようなあおり運転などせずに、全ての世代が寛容に受け入れるような社会全体としての互助の精神が醸成できていくとよいなあというふうに思います。

○6 番

(中塚礼次郎) 村の産業・経済状況を考えたときに、若い人たちは無論であります、高齢者の頑張りが産業、経済の大きな支えとなっておりますことは間違いありません。65 歳以上になっても専業農家として頑張っている人、兼業農家として農地を必死で守ってきた人、この頑張りがあって村の産業、経済が維持されてきました。

今まで元気にリンゴ園で頑張ってきた人が高齢者の悲惨な事故の多発の事例から、家族の説得もあり免許証を自主返納、頑張ってきたリンゴづくりもやめて、週に 1 度、お嫁さんの運転で用足しや買い物に連れていってもらっておるんだという話を聞きました。今までのように元気がなく、寂しくさえ感じた次第であります。

高齢者ができることを元気で少しでも長くやってもらえる、中山間地域での交通機関の現状や基幹産業の農業、元気な村づくり、生活維持のために車は欠かせないものであります、この点についての考えをお聞きします。

○総務課長

まず、先ほど申しましたとおり、高齢の方全てが危険というわけではございませんので、御家族の説得があるということは、それなりにやはり危険と思われる兆候があったのかなあというふうに思うところであります。

住みなれたところで最後まで自分らしくということは、誰しも望むところであります。さまざまな意味、さまざまな場面で自立していたいというふうに思うでありましょうし、中川村のようなところでは、車というのは、その自立のためには死活的に重要だというふうに思われております。この問題のポイントは住みなれたところという点にありまして、現在、既にもう高齢になられたドライバーの方にこれまでの暮らしを捨てるというようなことを求めるのは物心両面で酷なことかというふうに思います。少しでも長い年月を安全に運転できる、あるいは車に頼らず暮らすというためには、みずから助ける自助から公助までのさまざまな工夫が必要になるかなあというふうに思います。

○6 番

(中塚礼次郎) 高齢者が元気で働けたり、家に閉じこもることなく充実した日常生活を送ることは、誰もが願うことだということふうに思うわけでありまして。自動車運転に不安を持ったり自信をなくしたとき、免許証の自主返納を切実に考えるときで、行きたいところに行くように行けない、家族への迷惑など気を使ってしまう、まして、ひとり暮らしや高齢者世帯では本当に深刻な問題だと思います。その点を村の交通機関により補う施策が実施されてきておるわけでありまして、車を手放すことへの不安の声を多く耳にいたします。高齢化が進む中で、運転免許証の自主返納にかかわる公共交通の拡充整備について、その可能性について考えをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長

今年度、免許返納にかかわるということですが、具体的には恐らく免許を返納する、もしくは運転をやめるということが前提でのお話になってしまいますけれども、

免許返納者に差し上げる巡回バスの無料定期券の期間、従来1年でありましたが、3年間に延長いたしました。また、この11月からは東西線を中心に路線の拡充も行っておりまいます。村としては、このように当面はできる限り既存の公共交通政策を充実させることで対応していきたいというふうに思っておりますが、実は、将来のことを考えますと、ここにもやはり不安があるかなというふうに思います。高齢化が進むと同時に、あるいはそれ以上に今問題なのが、人口が急速に減少するというものでありまして、現在既に全国的に人手不足な状況になっております。巡回バスやNPOタクシー、また社協でやっております福祉有償運送もそうなんですけれども、運転手を初めとしたスタッフの確保が今後やはり心配になってくる部分があります。

巡回バスについては、普通免許で運転できる小型の車両を使うという方法もありましようけれども、年金の問題など、高齢になっても働き続けるといいますか、働かなければならないようになっていって、その働く人そのものもこれからどんどん減っていくということになりますので、公共交通についても、仕組みを維持していくということもこれからは大変になるのかなあというふうに思います。

高齢者同士が助け合うような、そういう互助に何らかの光明が見出せないかなとも思ったりもいたします。

公共交通に限らずでありますけれども、資源をどんどんつぎ込んでどんどん広げていくという手法は、早晚行き詰まるというか、既に時代おくれなのかなあというふうに思います。

○6 番 (中塚礼次郎) 高齢化が進んで免許返納者が増えるとか、結局、足ということでは非常に心配になってきますが、そこらが満足にカバーできるかっていうことが非常に課題だというふうに思います。

どこで暮らしても自由に安全に移動できるための施策というのは国や自治体に求められておるわけでありまして、高齢者が運転免許証の自主返納を決断するまでの事故防止対策として先進安全装備車、それから誤操作防止機器への普及促進のための補助制度導入をすべきというふうに私は考えるわけでありまして、国交省の関係で、9月の3日の日ですが、国土交通省は新車への自動ブレーキ搭載を義務づける方向で検討していることを明らかにしております。衝突の被害を軽減する狙いがある装置に求める性能だとか義務化をする時期を自動車メーカーと協議して、年内に結論を出したいという考えを発表しておりますので、国としても高齢者の事故に対することについての方向を出しているということが新聞報道で3日の日にされておりますので、3日に国交省のほうで発表したということになっております。

それで、私考えてみましたんですが、乗用車、多分これは乗用車とか、そういう、軽もそうですが、今、中川村で、もう農家で百姓をやっておるほとんどの衆が軽トラックの運転がほとんどで、個人的にそこらへおつかいに行くにも軽トラックを使っておるということで、ちょっと調べて誤作動防止の関連のメーカーの質問したんですね。農協の自動車のほうへちょっと聞いたら、どうも軽トラへつける装置はないんじゃないかという話だったので、これはまずいなあということいろいろ調べた結果、その

メーカーでは車種の注文によって部品をつくるということで、注文によってかかりつけの自動車メーカーに部品が送られてきて、大体取りかえの装置が約1万円、この機種は10万円っていう値段でしたけれども、軽自動車にもつかるといって、中川みたいに農家のほとんどの衆が買い物やなんかの足と農作業の機械として軽自動車を、運搬だとか、もう、これはなくちゃ百姓もリングづくりも何もできないというような状況ですので、そこら辺の誤作動の防止の機器についてちょっと調べたところ、注文によってそれをやっておるという返事がありまして、早速にカタログとあれを送っていただいて、一般質問でこういうことをやりたいんだなんて言ったらすぐ送ってくれたっていうことは、相当やる気だなあというふうに思いました。メーカーによっては、国がもうこういうことで具体化して、もう自動ブレーキを義務づけるっていう方向で行くっていうように国交省も言ってるっていうことと、そういった器具、もっと性能のいい誤作動の、ブレーキとアクセルの器具だけじゃなくて、機械メーカーによればいろんなものが出ておるんで、値段的にもいろいろあるというふうに思いますが、そこらの辺を村としての補助制度を導入していただいて、ちっとでも、高齢化してきたけど中川村の農業を守りながら、一生懸命家族のために頑張ろうという人たちの助けになるような施策として補助制度を導入の方向で考えてみたらどうかということですが、その点についてお考えを聞きます。

○総務課長 これまでの質問でお答えをいたしましたように、公共交通といえますか、公助の世界で自由で安全の移動を供給していくということは限界があるというふうに思います。

また、特に自由なという部分では、やはりどうしても自分の力というか、みずから車に乗ってという、その何といいましょうか、重要性といえますか、そこを希求するものが非常に大きいかあというふうに思います。そういうことがありますので、自分でできることを支援するという意味で、安全運転サポート技術と、それを搭載した自動車の普及を支援していくということは、方向としてはありだというふうに思います。

ただ、支援の姿が補助制度かどうかという点については、今ちょっと申し上げられませんが、検討は必要であるというふうに思います。

○6 番 (中塚礼次郎) 必要であるということは私と変わらんということですので、やるかやらんかということだというふうに思います。何らかの形ではいろんな方策が必要だというふうに考えますので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次の質問であります、「陣馬形山(キャンプ場を含む)の今後の管理について」ということであります。

中川村を象徴する山である陣馬形山は、自然あふれる景観、そして山頂からの中央アルプス、伊那谷の全貌、南アルプスのすばらしい眺望を求め県内外から多くの来山者があります。平成30年度の日帰り利用者は1万2,000人、泊まりは1,500人、宿泊延べ数では3,000人を超えます。

村としては、これまで避難小屋の改修整備、駐車場の拡張整備、テントサイトの増

設、水洗トイレ建設、遊歩道の整備、案内板の新設、道路改良など、改善整備を行ってまいりました。

山頂からのすばらしい眺望もあり、天空のキャンプ場として人気で多くのリピーターがいます。1つにはキャンプ場として無料であることも来場者の魅力にもなっておりますが、景観や環境維持、施設維持管理の観点から、有料化と観光資源としての最大限の活用のために新たな管理体制の検討が必要と考えます。

そこで、陣馬形山のキャンプ場を含む通年の管理費用についてどのくらいの、通年の管理の費用についてお伺いいたします。

○振興課長 陣馬形山の管理に関する費用につきましては、年によって変動しますが、平成29年度で59万円になります。平成30年度は97万円です。この金額の差につきましては、修繕費と利用者が増えてきたことに伴いますトイレのくみ取り量の回数が増えたということが増加したのになります。ことしになりましてトイレの新築を行ったことによりまして、電気料、またトイレトーパーなどの消耗品代が増えているような状況であります。

また、ことしの6月から寄附金箱というものを設置いたしました。8月末までの3ヶ月間で11万円余のご寄附をいただいております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうから通年に係るおおよその管理費用として59万円、97万円というものがかかるということと、トイレのくみ取り料というようなことで、今度水洗化のトイレになったというふうなこともあるわけですが、そういった点でそれだけの費用がかかっておるといふことであります。

これまで関連施設の整備を進める中で、有料化や協力金の方式だとか、今募金箱は設置されたようですが、募金箱設置の提案などもされてきたわけでありまして、村として有料化への考えについてお聞きをいたします。

○振興課長 有料化につきましては、さまざまな方や利用者アンケートからも有料化したほうが良いといった意見もいただいております。管理費の捻出といった意味合いもありますけれども、来訪者の増加により休日などは異常に混雑する状況の中で、混雑の緩和や管理の部分からも有料化について検討する必要があるというふうにご考えております。

また、有料化する中で受付窓口といったものを村内の中に置くことによりまして、陣馬形山以外の村内の立ち寄りのきっかけづくりにもなるというふうにご考えております。

有料化を前提に有料化の方法、管理の方法、村内への波及効果などを考慮して検討を進めているところであります。周知期間を経て有料化を行いたいというふうにご考えております。

また、有料化の検討とともに、村内への周遊プランなど、村内でお金を使ってもらう方策の検討も進めたいというふうにご考えております。伊那谷観光局ですとか伊南DMO準備会でも地域の資源を結びつけた周遊プランのアイデアを出し合っており、既に陣馬形山ではありませんけれどもモデルプランとして取り組んだ企画もあり、今後も連携しながら村内滞在時間の延長も検討していきたいというふうにご考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 有料化については前向きに考えていきたいという、今、課長のほうのご回答でありました。

村内の数少ない観光資源である陣馬形山が、現状では観光資源として十分に生かされてきませんでした。これまでも村の観光を語るたび議論をされた北課題でもあります。陣馬形山山頂の施設管理を望岳荘の指定管理にすることで、中川村のすばらしい自然と陣馬形山の魅力を望岳荘の集客、村内観光に結びつける施策として早急に検討、具体化する必要があるというふうにご考えるわけですが、そこで、施設の指定管理を望岳荘とすることは可能であるかどうかという点についてお聞きいたします。

○振興課長 村が陣馬形山にかかわる施設を指定管理施設としようとした場合につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び施行規則に従って指定することになりますが、まずは陣馬形山に関する施設の有料化を行いまして、料金を条例で定めてからの手続になるかというふうにご思います。

また、指定の手続の中でサービスの向上、管理費の縮減、安定して管理を行える人員などの選定基準があり、これらを審査した上での指定になりますので、指定管理施設としての条件が整った後に指定管理者の指定の申請をするということではできるといふふうにご考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 望岳荘を指定管理とすることはできるといふことでいいですか。

○振興課長 はい。

○6 番 (中塚礼次郎) それで、可能だということでもありますので、有料化になれば料金徴収や施設管理ということが起きてくるわけで、料金の徴収や施設管理の体制ということが、そのことで完結できるんじゃないかというふうにご考えるんですが、もしそうなった場合はどうですかね。

○振興課長 指定管理となった場合につきましては、利用料は指定管理者が収受するということになりますので、利用料の徴収と指定管理、運営は一体的に解決できると思います。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうからお答えがありました。望岳荘が指定管理となった場合でありますね、山頂への客の送迎は可能になるというふうにご考えるわけですが、その点についてはどうですかね。

○振興課長 宿泊施設が宿泊者を対象に行う送迎のための輸送につきましては、宿泊施設がみずから保有する自家用自動車を用いて宿泊者を対象に行う送迎のための輸送につきましては、送迎を利用する人としらない人に明らかな料金の差がない場合、またガソリン代などの対価を収受しない場合につきましては、旅客自動車運送業の許可を要しないということでご送迎をされているということかと思っております。この送迎につきましては、宿泊施設と最寄りの駅などの間で行われる送迎でありまして、現状としては陣馬形まで送るといふことはできないというふうにご解されます。

しかし、ある方から陣馬形山を指定管理施設にした場合につきましては管理施設間の輸送であり客の輸送ができるといったようなお話をお聞きしました。この件につきまして長野運輸支局のほうに問い合わせと確認を行っているということで、まだ明確な回答はないわけですが、そのようなこともできればいいかなあというふうにご

○6 番 (中塚礼次郎) 可能だということになればというふうを考えておるわけですが、運輸管理局のほうへ問い合わせをして確認をしてみるということではありますが、可能というふうになれば、昼間の山頂からの眺望だとか夜の夜景、それから星空の観賞での望岳荘への集客が望めるというふうには私は考えるわけではありますが、その点についての可能性、どのように考えますか。

○振興課長 陣馬形山への送迎が可能であれば、さまざまな幅が広がりまして、望岳荘の強みが増して集客にもよい効果をもたらすというふうに思います。

しかし、指定管理となった場合につきましては、陣馬形山の施設管理、料金徴収、客の輸送などの業務が増えるということにもなるかと思えます。また、これに伴う追加料金ですとか輸送に対しての対価ということはいいただくことができませんので、具体的な内容につきましては、やはり望岳荘を運営しております中川観光開発のほうでも十分検討していただく必要があるかというふうに考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 指定管理が可能になれば、あらゆる面で幅広く可能性が出てくるというふうに変期待できますので、ぜひ、そんなふうになればというふうに思います。

それで、この盆にアウトドア好きな娘婿が「インターネットで見る陣馬形山を見てみたい。」というふうに私に言いまして、山頂から四徳を案内いたしました。多くのテントが張られており、陣馬形の山頂、それから四徳もそうではありますが、日帰りのお客、それからキャンプのお客ということで大変にぎやかでありました。陣馬形へ上がっていく途中に私たちの車の前を2台のマイクロバスが山頂へ向かっておりました。南信濃の7月に行きました下栗の里で出会った観光のマイクロバスと同じバスだったので「南信州の観光」って書いたバスでありました。2台でありました。中川村の陣馬形山を南信州をめぐる観光コースに取り入れているということで、ちょっと話したら、中組の建設会社の社長さんが「ああ、それは、ほとんど毎日のくらいに陣馬形の山頂へマイクロバスが来とるんだよ。」って言うもんで、私はたまたまお盆に婿を案内して行ったときに2台見たんですが、南信州の観光、南信州観光のバスですが、正式な名称は何というか、ちょっとわかりませんが、そのバスが観光コースに取り入れて、中川村の山を観光の資源として南信州の観光コースの中に入れておるというふうなことを考えたときに、観光資源として活用するためにも、どうしても指定管理体制の早急の検討と具体化が必要だというふうに考えます。

先ほど課長のほうから幾度もお答えをいただきましたが、村長、その点についていかがですか。お答えをお願いしたい。

○村 長 今、運輸局のほうに、こういう場合にはどうかと、先ほどお答えしたとおりであります。問い合わせをしておりますし、そういう段階では、燃料代をいただかない、ほかに料金に差をつけないという中で何とか可能だということもありますので、いろんな方法で考えていきたいと思っております。もう具体的にそういうふうにはやらないと、陣馬形は、もうほかのところ目をつけているようでもありますので、聞くところによると、米山建設の社長さんですよね。聞くところによると、マイクロバスで

しか行けない秘境ツアーだか、何かそんなように銘を打って、興味を、都会の人を引いているようなんですよ。下栗と陣馬形ということですから、これはなかなか目のつけどころがすごいなあと思っております。ちょっとそういう工夫はできるだけ行けるような格好で、利用できるようなことをちょっと考えていきたいと思っております。

○副 村 長 すみません。ちょっと振興課長と村長からお答えをしておりますが、指定管理に関してちょっと一言つけ加えさせていただきたいと思えます。

先ほどの望岳荘への指定管理が可能であるかということではありますが、振興課長が申し上げたとおり、陣馬形山頂、キャンプ場を含めてですが、今、陣馬形の森公園ということで都市公園条例の指定になっています。まず、指定管理をさせるには、先ほど言いましたように、公の施設に関する手続きの条例によって指定をさせる、その段階でやっぱ、公園自体を指定管理させる施設にするということと、あわせて有料にするという条例の改正が必要になります。

それから、指定管理施設にして指定管理させる場合には、基本的には公募が原則です。管理者を特定できる場合を除いては公募が原則でありますので、指定管理者を決定する指定するに当たっては、そういった配慮も必要になるということをおし上げます。

それと、もう一つは、指定管理者側、そちらの体制がまず整わないと、こちらで指定管理しますというわけにはいかないもので、先ほど送迎の体制だとか、いろいろありましたけれども、そちらの受け入れる人を置いて管理ができる体制が整わないと簡単には行けないということで、基本的には、有料化して指定管理なりなんなりさせて、あそこをうまく活用していくという考えは基本でありますけれども、それにはちょっと手続と体制づくりが必要ということをおし上げます。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、副村長のほうから気をつかないことについて説明がありました。幾つかのハードルを越えていかなければ完結できない問題かというふうに思いますが、先ほども言いましたように、何しろ数少ない観光資源をいかに活用するかということで、相当なお金はあそこへ使っておるんですが、それが資源として村のほうに還元できるようなふうを持っていくように最大限の努力をしていく必要があるかなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議 長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、5番 松村利宏議員。

○5 番 (松村 利宏) 私は、一般質問通告書に基づき防災・減災ということで、ここに7項目あるわけですがけれども、大きく3つ、太陽光発電施設のこと、それから小河川、特に1級河川におけるところの小河川の管理のところ、それから防災・減災ってことの小中学校の教育、こういうことについて質問させていただきます。

まず1つ目といたしまして、太陽光発電施設というところについて質問させていただきます。

固定買い取り価格制度の導入以降、爆発的な太陽光発電設備の普及に伴い、建築基準法、都市計画法や景観条例の適用を受けることのない小・中規模の野立ての太陽光発電施設については、景観等の阻害、太陽光パネルによる反射光、パワーコンディショナー等附帯設備施設からの騒音、雑草防止を目的に敷設したコンクリートを要因とした周辺温度の上昇や雨水の施設外への大量流出、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画地の周辺住民への説明不足と、さまざまな問題が生じています。昨今ではフィット価格の下落により当初よりもその勢いは減少したものの、太陽光パネル等の機器の高機能化、低価格化等により、今なお至るところで太陽光発電施設の建設は行われています。こうした状況に対して、全国各地の自治体では独自の条例の制定や既存条例の改定を検討するケースが増えています。

長野県の太陽光発電施設は、平成24年7月に固定価格買い取り価格制度が始まってから急激に導入が進んでいる一方、地域住民の景観や防災、環境影響への懸念、さらには開発事業者による地域との調整不足等もあり、県下各地でトラブルが発生しています。

中川村においても近年、太陽光発電施設が増加しております。村内の太陽光発電施設の現況、数とか規模、地目についてお聞きします。

○住民税務課長

税務係の固定資産税の償却資産の資料からお答えいたします。

10kw以上の発電施設は、償却資産の申告を依頼し、固定資産税が課税されますが、そのうち発電施設が建物の屋根にあるものを除き抽出した数字になりますので、お願いいたします。

償却資産の所有者は29件、個人が17、法人が12となります。

出力規模については、10kw以上20kw未満1件、20～30kw未満が8件、30～40kw未満が3件、40～50kw未満が7件、50～100kw未満が4件、100～1,000kw未満が6件という状況になります。

続いて地目についてですが、課税地目は雑種地の再生可能エネルギーとなります。

土地のもとの登記地目と面積は、田5,417㎡、畑1万216㎡、山林が1万6,268㎡、原野3万6,305㎡、宅地9,769㎡、雑種地4,656㎡、その他85㎡、このような状況となります。

○5番

(松村 利宏) 今、それぞれ地目等でも回答していただいたわけですが、この中で山林、雑種地もあるわけですが、こういうところにおいては、特に傾斜地にあるところもあると思うんですが、そういうところの数は把握していますか。もし把握していれば教えていただきたいと思います。

○住民税務課長

その数については、現在把握しておりません。

○5番

(松村 利宏) わかりました。

じゃあ次のところへ参りますが、太陽光発電施設を、今ありました森林、農地、雑種地、宅地等、いろんなところに設置する場合に、申請があった段階でどのような調整をされていますか。

○住民税務課長

住民税務課では、再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドラインに基

づきまして、設置者に対して指導をしています。

設置について事前の相談で発電容量、設置場所、地目を確認し、事前協議を行っています。

また、関係法令、条例による手続が必要かどうかを関係部署に確認し、関係者、関係機関と必要な調整を行うように指導しています。

また、周辺住民、関係地区への説明会を実施すること、トラブル防止のためにも理解、同意を得ることを求め、議事録の提出を依頼しています。

発電施設の買い取り期間終了後の放置が問題になっているため、買い取り期間終了後、事業終了後の計画、管理について、撤去または継続などを書面で提出を依頼し、確認をしています。

○5番

(松村 利宏) 今、その中でガイドラインっていうことを言われましたが、長野県は森林法または都市計画法に基づく開発許可における防災面からの規制を強化しておりますが、規模が非常に大きな10haとか、そのぐらいの規模以上のものについてガイドラインがあるだけで、小規模のものについては一切ありません。

中川村は、里山傾斜地が多く、土砂災害特例区域があり、里山傾斜地に民家が多数あります。開発の行為の面積、これにかかわらず、こういう危険な場所に設置するのは非常に問題があると思いますが、どのように考えますか。

○村長

手続を今必要なものと、そうじゃないものといいますか、あるわけでありまして。

森林につきましては、森林経営計画に掲載されている森林、森林簿に乗っている森林については伐採届が必要になっておりますし、伐採届に記載する伐採後の事業が実施されていなければ森林へ戻すというような指導も行っております。

2条森林と呼ばれる森林簿に記載されていない森林については、伐採届の義務はありません。

さらに、1ha以上の森林の開発については県知事による林地開発許可が必要になりますので、そのように指導しております。

保安林に設置をしようとする場合は保安林解除を行う必要があるわけでありましてけれども、現実的にはこれはできないということでありまして。

また、農地のお話についても、もう御存じかと思いますが、農振法ですとか農地法の制約がありますし、許可なしに太陽光発電施設の設置はできませんのでということになっております。

それから、太陽光発電施設の許可については2種類あるようでありまして、永久的な転用と農地として耕作しながらの営農型の太陽光発電施設等があるようでありまして。中川村では営農型の許可の実績はないと、こういうふうになっておるといってございまして。

それから、やっぱり廃棄したものを自己の所有地に放置したり、使わないものを更新も撤去もせずに放置するという点に関しては、現時点では法的な対応をとることが非常に困難だということのようでありまして。

中川村としましては、美しい村づくり条例で、村長は村民または事業者の所有地等

の管理が適正に行われず周囲の景観を著しく阻害しているとき、景観審議会に諮った上で所有地等を所有または管理する者に対して適正な管理を要請または勧告することができるというふうに定めておりますので、当面これを活用するしかないかなというふうに思っております。

特に急傾斜地については、ご指摘のとおりであります。大規模になればなるほどといますか、これは、特に急傾斜地の森林を切り開くようなところに建てるという場合には、当然雨水の流出によって崩落の危険は非常にあるということですから、これはつくらないようにという願いをするしかないのかなあというふうに思っております。国では、経済産業省のほうでワーキンググループを設置して太陽光発電設備の廃棄等費用の積み立てを担保する制度に関しての検討を行っているというようなことも聞いております。

そういうことで、今、具体的にこういうときにはこういう指導をしてもつくらないようにというきちんとしたものを持つことはちょっとできておりませんもんですから、廃棄した後のことについてもちょっと、計画は出していただいておりますけど、その後どうするんだということは、住民税務課のほうで計画を求めていますけれども、細かいところではちょっとまだできていないということはあると思います。

○5 番 (松村 利宏) 今回回答いただきましたが、今回回答いただいている内容は、いわゆる中川村環境条例、その中の事業者の責務、第5条は「事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動を行うに当たっては、公害の防止対策、及び自然環境を保全するために必要な措置を講ずる」というふうになっています。ここでは、今、先ほど何も対策をしていないということであったので、こちらからまた質問して聞いているわけですが、急斜面、そういうところ、もしくは斜面、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーン、こういうところについては、これでは何も、勧告だけ——勧告っというか、お願いだけであって、何も統制はできていないということになります。これは非常に重要なところの、防災上のところでは非常に重要になってきますので、一定の行政指導っというのを可能にするためにも法的根拠が必要だろうというふうに考えています。これには、発電事業者に義務を課したり権利を制限させることはこれじゃできないっということです。また、指導を行う業者には手続等の負担も増え、指導に従わない事業者には負担が生じないようになってしまうような不公平な事態が生じる恐れがあります。加えて、法もとの平等を順守する必要があるため、地域内の事業者にも地域外の事業者にも同一内容で行政指導する必要があるというふうに考えています。行政指導に当たっては、法的根拠や判断基準を明示できるほうが望ましく、事業者や地域住民に対しても透明性を確保できます。このため、村は早急に独自の条例、これを設定して、先ほど言ったレッドゾーン、イエローゾーン、こういうところに対する設置をできないということを規模にかかわらず言えるのが必要になってくるかと思えます。これは、もう既に全国、群馬県の安中市でも条例を設定して、そういうことで斜面には設置できないと。規模にかかわらずということを決めているところは幾らでもあります。こういうことを検討する必要があると思っておりますが、いかがでしょう

か。
○村 長 長野県の中でも、今おっしゃるように、設置に関してのガイドラインでもって、ガイドラインを設けて、それに従う業者と従わない業者という違いが出てると、これは公平性の問題も出てくるという、おっしゃるとおりだということ長野県も指摘をしております。私も、そうだと思います。それを平等にきちんと根拠をもって、法律という根拠をもって制限なり守らせる、平等に扱うには、一番いいのは設置に関しての条例をクリアしていただく、そうでないと、これは設置ができないというふうに条例で規定していくことが必要だというふうな立場を長野県は持っておりますし、現に、そういうことで富士見町ですとか、10月1日施行日みたいですけど、近隣では条例化を図っているところがあるようでもありますので、1つの材料として、これは考えていかざるを得んだろうというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 今後、3番目に行きますけども、発電量10kw以上の太陽光発電施設の買い取り価格は、御存じのとおり20年間一定となっております。今後、設置から20年間経過した太陽光発電施設は、買い取り価格競争が停滞すれば太陽光発電事業の魅力が薄れ、太陽光発電施設の廃棄とか放置につながる可能性があります。この廃棄物による荒廃の拡大や土砂流出、水害発生等が予想されます。これを非常に防止するためにはいろんな対策を考えていかなきゃいけないと思いますが、これに対してはどのように考えていますか。

○村 長 廃棄物につきましては、先ほどちょっとお答えをしたようなところがありますけれども、廃棄したものを自己の所有地に放置したり、使わないものを更新も撤去もせずに放置することに関しては、現時点では法的な対応をとることが困難であると。村では美しい村づくり条例で規定は、周囲の景観を著しく阻害しているとき認められるときは、景観審議会に諮った上で所有地等を所有または管理する者に対して適正な管理を要請または勧告することができるというふうに定めてはおりますので、当面これを活用するしかないかなあというふうに思っております。こういった問題は各地で起こっておるようでもありますので、当村に限ったことではありませんから、空き家に関する特別措置法のような国レベルでの何かこういう基準を持ったらというふうな、法に出したらどうかというように期待するところでございます。

○5 番 (松村 利宏) 今、回答いただきましたが、中川村の環境防止条例では、やはり言われましたとおり、それを撤廃、事業者が万が一倒産して放置していったのを完全にできるっという規制も何もないと、読み取れることがそういうことになるかというふうに思っております。したがって、これも先ほど言いましたが、特別な条例を定めて、この中で、もう設置する段階から、例えばこの規模であれば撤収するのに200万円かかると思ったら、これを20年間で積み立てていただくと、そのお金は村が管理するというぐらいのことをやらないと、どういうことになるかという、もう既に中川村で20年前、15年ぐらい前になりますかね、前回もちょっと一般質問させていただきましたが、153号線沿いのああい状況が今29カ所あると言われましたが、全部が全部とは言いませんけれども、そういう状態になるっというのは、もう想像できるんじゃない

いかと、今後も増えていけば。先般、飯田で倒産されて、会社が今あったところありますけれども、中川村の中ではうまく東京の会社のほうが引き継いでいただいたという経緯があるので、あれは非常にうまくいったとは思っていますけれども、そういうのを見ていくと、今ここでしっかりと条例を、その20年先、もしくは撤退するときの体制まで考えた条例しっかりつくってやっていくことが必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○村長 通告に具体的に底まで踏み込んだ表現がありませんでしたので、ちょっと先ほどお答えをしてしまいましたが、後段の議員の質問にも関連してまいりますので、後ほど改めてそちらで質問された際にお答えをしたいと思います。

○5番 (松村 利宏) じゃあ、そこは次の方の質問の中で読み取らせていただきたいというふうに思っています。

続きまして、長野県が管理する1級河川のうち県水防計画に定める重要水防区域を有する河川で地域住民に関連する河川は、建設事務所から河川モニターが委嘱されています。この目的は、住民の河川保全意識の高揚と河川管理への協力ですが、その報告先は河川事務所長となっています。

中川村は、河川モニターについてどのように考えておられますか。

○建設水道課長 長野県が管理する1級河川のうちの県の水防計画書に定める重要水防区域を有する村内の河川は、保谷沢川、前沢川、坊ヶ沢川、日向沢川、南沢川、大谷沢川6河川となっております。

毎年、長野県から依頼を受け、関係する地区総代宛てに河川モニターへの応募を依頼しております。現在11人の皆さんが伊那建設事務所長より委嘱を受け、河川施設の異常や土砂堆積の状況等について報告をいただいております。

この制度につきましては、県と地域住民が連携を図り河川を守ることを目的としており、それは地域住民の生命を守ることにつながり、防災・減災という観点からも大変重要であると認識しております。

○5番 (松村 利宏) 今、回答いただきましたが、この中の河川モニターの設定は、今言われましたが、村のほうから地区総代、これをお願いして、地区総代のほうから選んでいるということ、私も、ちょっとそこは確認しております、今ありましたとおり、小河川、それぞれの河川の防災・減災という観点では極めて重要なモニター制度だというふうに思っています。これ、かなり重要なんで、やはり総代に任せていいもんかっていう話が、ちょっと頭ん中でずっと考えていたんですけども、ずっと前から。そのときに、やっぱ村である程度、適任者って言ったら失礼なんですけども、ある程度、河川工学というか、そういうのを経験してきた人とか、そういうのをやってきた人とか、そういう人が地区にいるかどうかかわからないんですけども、そういう人がいたら、そういう人がある程度、総代と相談しながらっていうのは当然ありますけど、地区でやっていくのは大事だと思います。それから、もしくは、ある程度村から指定をして総代を通してやるとか。それと、あと期間を、多分長期間やられている方もいるというふうに認識はしているんですけども、そういう中で、やはり、例えば5

年と区切る、切れっていうわけじゃないんですけども、継続的にやることによって、今回回答いただいたいろんな河川の傷んでいる所とか、そういうのが非常にわかりやすいと、わかって説明できながら、村当局とも、それから建設事務所との連携っていうのができていくかというふうに思うんですが、そういうところについてはどうでしょうか。

○建設水道課長 確かに経験値というものもある程度必要かなっていうところも出てくるかと思えます。ただ、本当にそういった方々がたくさんいるかどうかっていうのは、ちょっと難しいかなっていうこともございますので、ちょっと今後そこら辺を含めた上で、ご意見としていただきましたので、検討をしていきたいと思えます。

○5番 (松村 利宏) 非常に重要なことだと思いますんで、また、急げっていうわけじゃないんで、よく見ながら検討いただきたいというふうに思えます。

地区のほうにも、またしっかりとそういうのもやっていく必要があると思えますんで、地区も案外、誰でもいいやっていう感じになっている可能性がありまして、ちょっと私の地区のところもどういうふうにしようかっていうんで、急に来たからって言って、また申し送りがないとわからなくて、そういうところがありますので、しっかりと村と連携とってやっていく必要があるかというふうに思っていますので、そういうのも地区のほうにもまたお願いしていくっていうのも大事だと思います。

それから、昨年9月に一般質問で、要するに、今言われた河川のところで、特に中川村村外、特に松川町とか飯島町とか、それから郡外、特にそういう境界線のところに入っているのが南向、それから葛島地区は余りないわけですけども、どちらかっていうと片桐地区はかなりのところでそういうのが入ってきているところがありますので、そのところはなかなか、60年間っていう歴史の中で、なかなか難しいところがあるのかなあという認識を見えています。これ、例えば60年前にそういうのはなかなか難しかったわけなんでしょうけども、辰野町から飯田市、そこから南はちょっと難しいところがあるわけですけど、そこまでの市町村の中で、そういう1級河川のな川を全部見ていきますと、大体その川がばんだらいになって市町村が大体分かれていると、ものすごい小さな川はちょっと別ですけど、例えば与田切、大田切、中田切、それから松川、松川と、そのほかの河川も大体その範囲内に入っているという感じに思うんですけども、なぜか中川の片桐だけは、ばんだらいがもう複雑になり過ぎて、どこを切られているかよくわからないという感じになっています。そういう観点で、三六災害があつて、それ以来、河川改修をしていただいているんで、今のところいいとは言っていますが、これだけ降雨量が増えてきますと、いつどうい土砂災害というのは起きてもおかしくないということが言えるかなあというふうに思えます。そういうところで調整とか、そういうところを今後どのようにしていただいているかというところをお聞きしたいというふうに思えます。

○建設水道課長 特に町村境をまたがったという河川かとは思えます。確かに片桐のほうは、そういった河川、飯島町さんとの境、また松川町さんとの境等の中では、県が管理いたします1級河川が幾つかございます。そういった中で、5番議員さんご指摘のとおりなんで

すけども、結構、地区の皆さん方も大変心配をしております、そういった中では、地区の要望からもそういったことがありますので、お聞きをしながら現地のほうへ一緒に行ったことがございます。そういった中で、ちょっと町村境を超えたことにつきましては、たしか何年か前もあったんですけども、県議会議員の方と一緒にうちと、うちの建設課、それから松川町さんと合同で、下から上のほうに上がっていきまして、確認をした上で手入れをしてもらったとか、そのようなこともございます。今、特に飯島、松川、中川、大鹿村さんと連携をしながら、そういった情報も踏まえて、結構そういう情報は、随時入った場合についてはすぐに、ちょっとこういう話がありますよってというような形は、関係する町村には連絡をさせていただいて調整をしております。

また、それも当然なんですけれども、毎年、伊那建さんも飯田建さんも年1回、そういった調査要望がございましたので、そういった折には関係する町村のほうに要望を出すようお願いをしておりますし、うちのほうでも、そういったことが出ると思いますけどよろしくお願ひしますねと、一応一言声をかけているところでございます。

○5 番 (松村 利宏) 今、それぞれ市町村、他町村、町、飯島町、松川町、それから伊那・飯田建設事務所、こちらのほうとも連携をさらにとっていただくということでありませぬ。

ちょっとここで、先般、パトロールを伊那建設事務所、この方が定期的にパトロールへ来ているわけですけども、例えば保谷沢川あたりへ来ていたんで聞いてみました。「上流のほうに傷んでいるんですけど。」と言ったら「いやあ、伊那の管轄じゃないんで、我々は、もうそこから先は行けません。」とか言って、管轄のほうはよく見ていただいたんですけど。そうすると、道路がないような上流とかで、前沢川の上流のほうで中川のところは道路がないところいっぱいあります。飯島町へ入っていくとかなりあったり、いろいろしているところあるわけですけども、平地部が多いんで。そういうところを見ていると、飯田の建設事務所からパトロールに来ている気配がないというのが1個あるわけですよ。そういう観点でのやり方、要するに、先ほど言いました河川モニターも含めた、今回答いただきましたけれども、そういうところも含めた定期的な、中川村、例えば飯島町だったり松川町だったり、それから伊那建設事務所の人たちとか飯田建設事務所の人ということで定期的に見られる体制。年に、それも冬場は要らないんですね、逆に言うと。その場じゃないようなとき、夏場になると木が茂っていてなかなか入っていけないところはあるかもしれませんが、そういうのを考えていく必要があるんだろうと思うんで、それは行政のほうも含めて議員のほうもやっていかなきゃいけないっていうのもあるわけですけども、そういうところについてどうでしょうか。そういうのをうまくやっていけるっていうのを検討していかなきゃいけないと思うんですが、どうでしょうか。

○建設水道課長 絶対できるとは言えませんが、検討させていただきます。

○5 番 (松村 利宏) また建設事務所の方と調整するのはしょっちゅう、またやられていると思うんで、そういう機会に逆にうまくお願いして、1回でも多くやっていって、

早目の防災・減災をやっていくということが重要だと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

続いて、2018年の7月豪雨災害を受けて設定された政府の中央防災会議中央部会は、住民はみずからの命はみずから守るという意識を持ってみずからの判断で適切に避難行動をとれるようにと、これまでの行政主導の防災対策を住民主体に転換しました。その上で、みずからの命はみずから守る意識が醸成された地域社会を構築するためには子どものころから地域の災害リスクを知ることが重要だと小中学校での防災教育の充実が拡大され、行政の取り組みが中心だったこれまでの防災対策を根本的に見直すことになりました。

小中学校ではもう既に防災教育をいろいろとやられていると思うんですが、最近やられているような現況というのをちょっと教えていただきたいと思ひます。

○教育長 小学校の防災教育では、まず安全な非難の仕方がわかって、落ち着いて安全に行動できるということを狙いとしております。非常災害に対して年に4回の避難訓練を実施し、校舎内から安全な場所へ避難するという、それから、休み時間等、突然のことについてもみずから判断して安全に避難できる力を培っているところです。

小学校では、三六災害を教訓として子どもたちに伝えていくという一例として、西小学校では、三六災害で大きな被害を受けた四徳へ山を越えて援助に行き活動した片桐地区の消防団の人たちの活動や、それから有線放送で身の危険を押して人々に情報を伝え続けたアナウンサーの方の活動、これを劇にして発表したというような実践がありまして、また、それから年を経てまたその実践を繰り返したというようなこともありました。このシナリオをもとに、また同じように劇を再現していく、伝えていくということも考えられるというふうに思っております。

中学校では、未曾有の非常事態に備え防災への関心を高め、行動訓練を重ねることによって適切な判断力と冷静で迅速な行動により身を守ることができるようにする、あわせて人の心の痛みや悲しみを感じ取り自分にできることを実践する心を育てるということを狙いとして訓練を行っています。

地域の防災訓練に今年度、中学生が26名参加したというふうには報告を受けております。小学生も家族と一緒に参加している、そういう様子が見られます。学校の防災教育の主体的なあらわれとして、さらにこういうことが広がっていくように進めていきたいと思ひます。

○5 番 (松村 利宏) 今の現状はよくわかりましたが、最近、上伊那のPTA連合会と県教職員組合上伊那郡支部が7月7日に上伊那郡教育講演会っていうんですかね、これを行って、宮城県南三陸町戸倉中学校に勤務していた被災した中学校教諭の菊田さんっていう方から災害への備えと気づきの大切さということで、参加された方が先生方でおられるかというふうには思うわけですけども、この中で講師は災害の意識について自分の命は自分で守るということを強調され、自助には限界があるため、日ごろから地域とかかわり連携を図ることが大切ということと地域で災害に備えていく必要性を訴えられたということをお聞ひしております。今、先ほどありましたが、三六災害の

ところも小学校で教育に取り入れられているというのを聞いておりますが、この中で、災害を体験した子どもたちがいろんな思いをつづった災害の見方、どのような方法で避難したかというのを生々しくつづった激流の声、伊那谷災害の記録編という資料が、本にはなっていないわけですが残されているというところがありますので、こういう実際に子どもたちが書いたというのは非常に参考になるかなあというふうに思います。東日本大震災を見ても、やはりあの津波っていうのは過去に起きているわけですね、あの規模の津波は。そういうことで繰り返されているという、そういう記憶を途絶えさせないためにも、この地区では、地域では、地震もありますけれども、ただ、どの程度大きいかっていうのはまだわからないわけですが、それよりも豪雨災害、こちらっていうのは大事かと思えますので、この辺のところをしっかりと取り入れていくっていうことが必要かと思えますが、その観点ではどうでしょうか。

○教育長 ご指摘の「濁流の子」、大事な資料だというふうに思いますので、それを扱ったりして考えていく、そういうことを試みていきたいというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) それから、今の災害の中でもいろいろ聞いていますと、訓練、どうしても、特に小学校のところはどうしても室内っていうか、校舎内のところで、中学になると地域へ出たり村の防災訓練にも行ったりしているっていうことですが、その前にもう1個気をつけなきゃいけないのは通学途中。今ゲリラ豪雨とかで1時間に100mm、もしくは、そういうのはもう全国で起きています。それから雷による豪雨、これも非常に瞬時にぱっと降ってくる量が多くなっています、1時間当たりの雨量が50mm60mmを超えてくる。そうすると、通学路のところの、そういうところの危険見積もり、それに対する対策、そういうところの防災意識っていう、要するに自分の身は自分で守るんだというところ、先ほど教育をいろいろやられているって言いましたが、命を大切にしているという観点で、そういうところは多分やられているとは思いますが、そういうところを付加していく必要があるかなあと、実際の通学路のところを、そういう観点で、先ほどの教育っていう観点の中に入れていくっていうのはどうでしょうか。

○教育長 4月、学校が始まって、新しい1年生、新入生が入るわけでありまして、その時期に集団下校を取り入れまして、通学路について安全を確認しながら、また一定のところまで地域の担当の教員もつきまして、そこを見ながら行くと、あるいは子どもを守る安心の家のところを確認したりしていくというようなことで取り組んでいる、そんな状況であります。

○5 番 (松村 利宏) 非常に、今回回答いただきましたが、やはり最初、1年生のときからしっかりと通学路のところを見ておくというのが大事だと思います。当然、父兄の方、先生方も1回は、特に先生方1回は見られていると思うんですけども、やはり、逆に天候の悪いときにそういうのを見ていただくというのが一番大事だと思うんですよ。天候がいいときに幾ら見ても現場っていうのは全くわからないんで、そういうところを見て、当然、我々議員、もしくは地域の人たちも、通学路が本当に大丈夫なのか、河川のところにちゃんと柵はあるのかと、そういうのを見ておかにやいけない

と思いますが、そういう視点でもう一回、我々もよくやらないといけないと思うんですが、学校関係者の方もしっかりとやっていただければというふうに思います。

次に、各地区における避難所の開設、運営は地区住民が行う必要があります。このため、地区に住んでいる小中学生も避難所に避難するため避難所の開設、運営の手伝いをお願いすることがあります。特にこれは先ほどありました中学生とか、小学校でも5・6年生になると、もう非常にお手伝いしていただけるかなあというふうに思っております。そういう小中学校における、先ほどの避難所の開設、運営っていう観点でのところは、そのものの開設、運営はやらなくてもいいんですけど、そういう中での教育っていうか、現況っていうか、そういうのは何かやられているのかなあっていうのをちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長 現状としては、避難所の開設、運営について指導しているということはありませんが、中学校では学校防災計画の中で避難所の開設及び運営について計画を策定しているというところであります。

中学校で防災教育の狙いとしている人の心の痛みや悲しみを感じ取り自分にできることを実践する心を育てるといふ、このことが避難所に避難して地域の皆さんと生活をともにするときにおのずからできることに取り組む、そういう行動につながるものというふうに考えておるところであります。

小学校についても、まず安全に避難できることを第一とした上で、避難所においては学年段階に応じて自分にできることをお手伝いするというようなことを指導していきたいというふうに考えております。そういうボランティア精神や手伝いが自発的にできる心といいますか、その形成を望んでいきたいというふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) 今言われました。やはり地域のためにボランティア活動やいろいろできるという、そういう気持ちっていうのが大事だと思いますので、心が大事だと思いますので、その辺もしっかりと教育のほうへ取り入れていただければというふうに思います。

さらに、「喉元過ぎれば熱さを忘れる」ということわざがありますが、防災対策は常に緊張感と継続性、これが非常に重要だと思いますので、いつ災害が起きるかわかりませんので、そういう観点でしっかりと教育のほうをやっていただければというふうに思います。

以上で終わります。

○議長 これですべて松村利宏議員の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時27分 散会]